

日の出町 都市計画マスタープラン

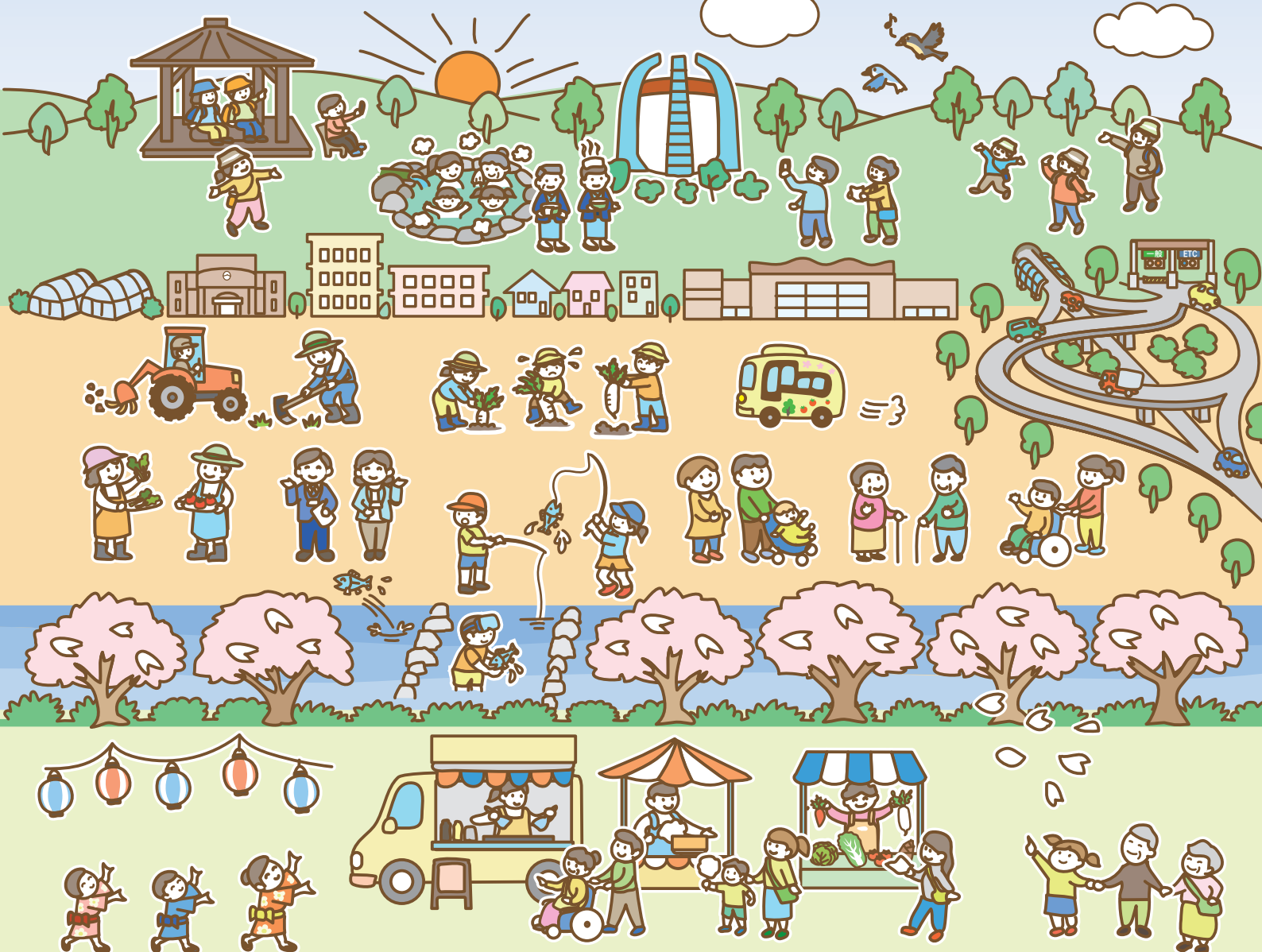
令和7年3月



日の出町
イメージキャラクター
「ひのでちゃん」

《都市の将来像》

人にやさしく住みよいまちづくり



日の出町

はじめに

日の出町は昭和 30 年に大久野村と平井村が合併して日の出村が誕生し、昭和 49 年町制施行により「日の出町」となって、本年度 50 周年となります。

本町は、昭和 50 年前後に大規模な住宅団地の整備や市街化区域の拡大とともに人口も増加し、さらには、三吉野工業団地の整備、首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジの開通、三吉野桜木土地区画整理事業の施行と大規模商業施設立地、都市計画道路や公共下水道等の基盤整備により、発展を続けてまいりました。

しかしながら、近年、少子高齢化や人口減少といった課題に直面していることから、効率的で質の高い生活環境を提供するために、コンパクトな都市づくりとネットワークの強化等が求められています。

一方で、都市計画マスタープランにつきましては、平成 22 年に改訂した以降、土地利用の方針等の変更はなく、見直しは行われてきませんでした。近年の社会情勢の変化や上位計画の改訂等により、改めて、時代に即した都市づくりや地域づくりの方針を定める必要があることから、この町制施行 50 周年の記念すべき年に、新たな都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの方向性をお示しすることといたしました。

都市計画マスタープランは都市計画法第 18 条の 2 に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。今後は、この方針を基に、「人にやさしく住みよいまちづくり」を都市の将来像に掲げ、町民の皆さまが、明るい未来を創造し、持続可能な社会が実現できるよう、まちづくりを推進してまいりますので、町政へのご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本マスタープランを策定するにあたり、ご尽力いただきました都市計画審議会委員の皆さま、貴重なご意見等をお寄せいただきました皆さま、また、各種アンケート調査にご協力をいただきました皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

日の出町長 田村 みさ子

目次

序章 都市計画マスタープランの目的と全体構成.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	2
2. 都市計画マスタープランとは.....	3
3. 計画の構成と目標年次.....	3
第1章 日の出町の現状と課題.....	5
1. 町の現状.....	6
2. 近年の社会経済情勢.....	28
3. 町民意向.....	33
4. まちづくりの課題.....	35
第2章 全体構想.....	37
1. 都市の将来像と都市づくりの基本方針.....	38
1-1 都市の将来像.....	38
1-2 都市づくりの基本方針.....	39
2. 将来フレーム.....	40
3. 将来の都市構造.....	40
3-1 都市の骨格形成の方針.....	40
3-2 将来都市構造.....	43
4. 都市整備方針.....	44
4-1 土地利用の方針.....	45
4-2 交通体系の整備方針.....	51
4-3 公園緑地の整備方針.....	53
4-4 下水道・河川の整備方針.....	54
4-5 自然環境の保全及び都市環境の形成方針.....	54
4-6 都市景観の形成方針.....	55
4-7 都市防災・防犯の方針.....	57
4-8 魅力あり住み続けられるまちづくりの方針.....	59
第3章 地域別構想.....	61
1. 地域の特性を生かした3地域の連携の考え方.....	62
1-1 地域区分.....	62
1-2 地域連携の考え方.....	63
2. 平井地域.....	64
2-1 平井地域の特性と課題.....	64
2-2 地域別構想.....	67
3. 大久野東地域.....	74
3-1 大久野東地域の特性と課題.....	74
3-2 地域別構想.....	77
4. 大久野西地域.....	83
4-1 大久野西地域の特性と課題.....	83
4-2 地域別構想.....	86
第4章 計画の実現に向けて.....	91
1. 計画の実現性を高める取組.....	92
2. 多様な手法によるまちづくりの推進.....	92
3. 多様な主体によるまちづくりの推進.....	94
4. 都市計画マスタープランの進捗管理.....	95
資料編.....	97
1. 策定経過.....	98
2. 委員名簿.....	99
3. 用語解説.....	100

本文中の注釈「*」のついた語句について解説しています。

序章

都市計画マスタープランの目的と全体構成

1. 計画策定の背景と目的

本町では、平成 13 年 3 月に「日の出町都市計画マスタープラン」の当初計画を策定し、その後、平成 22 年 8 月に「第四次日の出町長期総合計画」を上位計画とし、平成 27 年を目標年次とする改訂計画を策定しています。

改訂以降、日本の総人口は継続的な減少傾向に転じ、人口減少社会においても活力を失わないまちづくりが必要となりました。

平成 23 年に発生した東日本大震災は、日本各地に甚大な被害を与えたことから、大規模災害時においても都市の重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とするまちづくりが求められるようになりました。

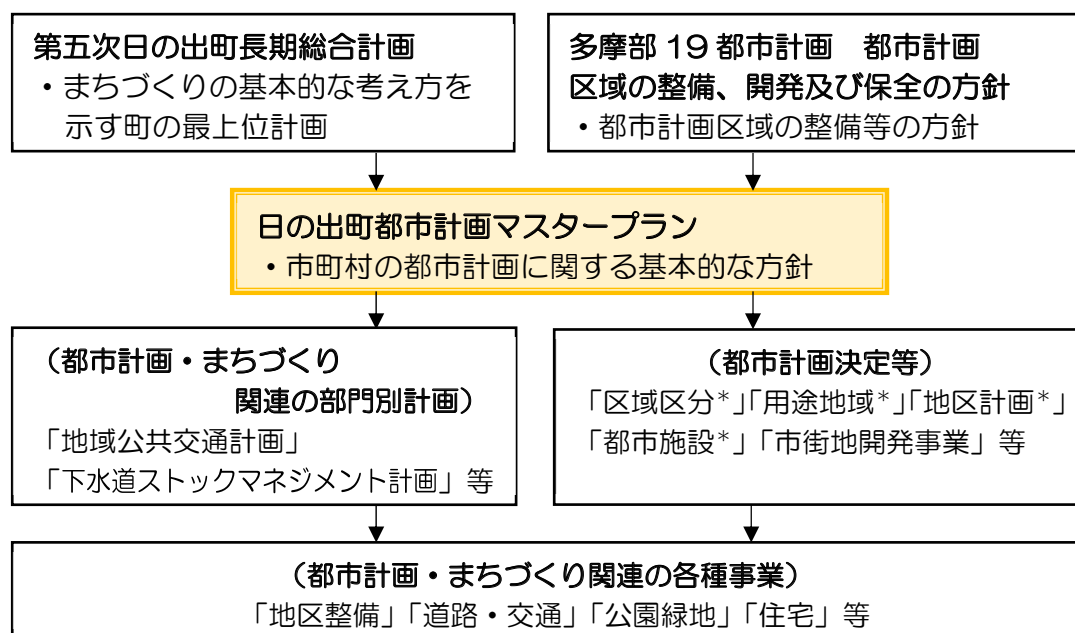
また、平成 27 年 9 月の国連サミットにおける「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を受け、全世界で「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえたまちづくりが求められるようになりました。さらに令和 2 年 10 月に政府により「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、脱炭素化*の取組が求められるようになりました。

このように、現行の都市計画マスタープランの目標年次から約 10 年経過したこと、町の最上位計画である「第五次日の出町長期総合計画」の策定及び東京都「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」が改訂されたこと、上記のような近年の社会経済情勢への対応の必要性が高まっていることから、時代の変化に対応する、新たな都市計画マスタープランを策定することとします。

2. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、本町の現状やまちづくりの課題等を踏まえて、町域全体及び各地域の将来のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すものです。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すものであり、「第五次日の出町長期総合計画」並びに都が策定した「多摩部19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を上位計画として、その内容に即して策定することとされており、市町村のまちづくり関連の部門別計画や各種都市計画決定、都市計画・まちづくり関連の各種事業を行う上での前提となる計画です。



3. 計画の構成と目標年次

日の出町都市計画マスタープランは、都市全体の将来像を示す“全体構想”と、身近な地域の将来像を示す“地域別構想”のほか、目指すべき将来像を実現するための方策を示す“実現に向けて”により構成されています。

計画の目標年次は、長期的な将来を見据え、おおむね20年後の【2045年（令和27年）】とします。

＜日の出町都市計画マスタープランの構成＞

全体構想	町全体を対象として、都市づくりの基本方針や都市の将来像等を設定し、その実現に向けた土地利用のあり方、都市施設の整備の進め方等を総合的に明らかにするものです。
地域別構想	都市機能上の役割や地域の同一性からみて、町全体を3つの地域に区分し、それぞれの地域の特性を踏まえて、目指すべき将来像及び都市施設の整備の方針等を明らかにするものです。
実現に向けて	将来像の実現に向けた今後の取組について明らかにするものです。

序章	都市計画マスタープラン の目的と全体構成
第1章	日の出町の現状と課題
第2章	全体構想
第3章	地域別構想
第4章	計画の実現に向けて
資料編	

第1章

日の出町の現状と課題

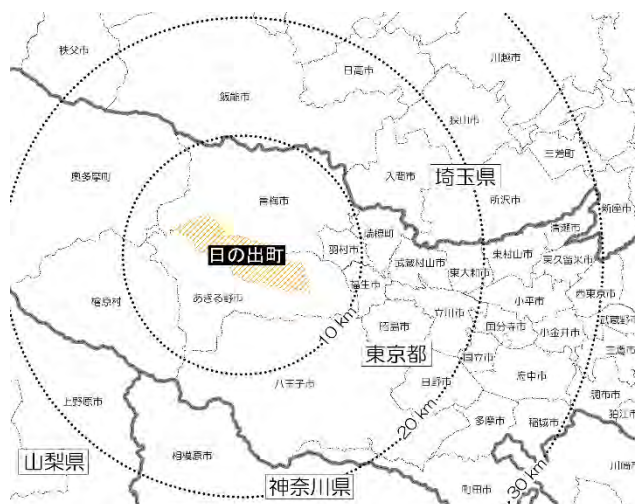
1. 町の現状

(1)位置・自然特性

1)位置・地勢

日の出町は東京都の西部約 50 km に位置し、町域は東西約 12 km、南北約 2.5 km、総面積約 28 km² の町です。

東京都の西部、関東平野の西端部と関東山地の東部が接するところにあり、町域南東部は多摩川と秋川にはさまれた秋留台地、北西部は日の出山から派生した小尾根によって囲まれた山地が占めています。平井川や北大久野川等の河川沿いには幅の狭い谷底平野が分布しており、町内の市街地、集落はおおむね標高 300m 以下の地域にあります。



2)自然特性・景観

町の大半を山林が占めているほか、山あいの集落地や市街地にも畑・果樹園等の農地が点在し、全体的に緑の豊かな町となっています。この山地の大半は人工林のスギ・ヒノキ植林ですが、一部に自然林であるシラカシ群集・モミ亜群集、モミ・シキミ群集がみられます。西部の丘陵地は、秩父多摩甲斐国立公園*区域に指定されています。

また、優れた景観・景勝地として、日の出山や麻生山等があり、住民がイメージする町の代表的景観として、「平井川の風景」や「里山の風景」が挙げられています。

3)沿革

昭和 30 年に大久野村と平井村が合併して日の出村が誕生し、昭和 49 年町制施行により「日の出町」となりました。

昭和 30 年代の高度成長期から、日の出村（町）は発展を続け、昭和 44 年には全域が都市計画区域*に指定され、翌年には市街化区域*と市街化調整区域*の線引きが行われました。

また、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、日の出団地や三吉野パークタウン等の大規模な住宅団地の造成も始まり、人口も増加していきました。

昭和 61 年には三吉野土地区画整理事業*が都市計画決定、平成 14 年には首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジが開通、平成 16 年には三吉野桜木土地区画整理事業が都市計画決定され、大型ショッピングセンターが立地する等、交通や生活の利便性も大きく変化しました。

主な都市計画の変遷

昭和 30 年	大久野村と平井村が合併し日の出村が誕生
昭和 44 年 3 月	日の出村全域が都市計画区域に指定
昭和 45 年	日の出団地造成事業が始まる
昭和 45 年 12 月	線引き指定
昭和 49 年	町制施行、日の出町となる
昭和 53 年	三吉野パークタウンの造成が始まる
昭和 56 年 5 月	線引き見直し
昭和 61 年 11 月	三吉野土地区画整理事業と市街化区域及び市街化調整区域の変更
平成 2 年 3 月	線引き見直し
平成 8 年 5 月	線引き見直し
平成 14 年 3 月	首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジ供用開始
平成 16 年 6 月	三吉野桜木土地区画整理事業と三吉野桜木地区が市街化区域へ編入される
平成 19 年 11 月	イオンモール日の出開設
平成 27 年 3 月	線引き見直し

(2)人口・世帯

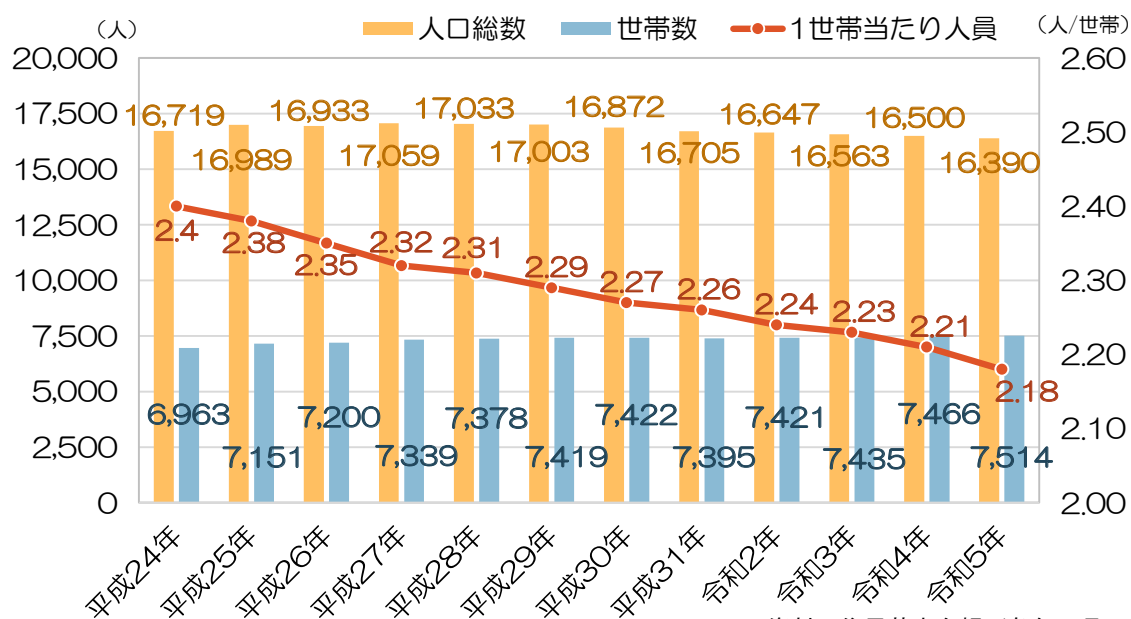
1)人口・人口動態

①人口・世帯数

令和5年4月1日現在、本町の人口は16,390人、世帯数は7,514世帯となっています。平成24年から平成27年にかけて、人口は増加傾向でしたが、平成27年以降は減少に転じています。一方で世帯数は増加傾向、1世帯当たり人員は減少傾向が続いています。

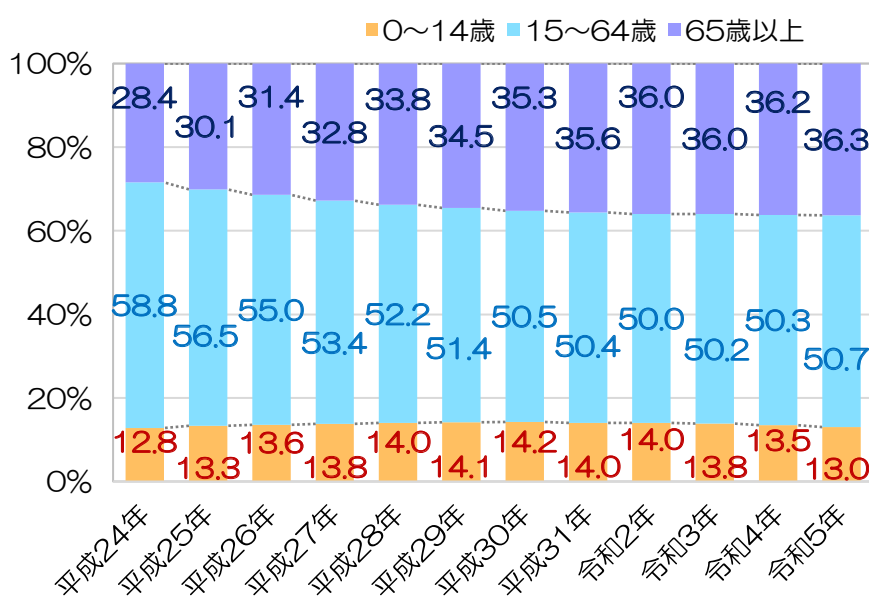
年齢階層別人口は、65歳以上は増加傾向、15～64歳人口は減少傾向、15歳未満はおおむね横ばいでの推移となっていましたが、近年は減少傾向となっています。

＜人口・世帯数の推移＞



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

＜年齢階層別人口の推移＞



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(人)	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成24年	2,139	9,829	4,751
平成25年	2,266	9,607	5,116
平成26年	2,299	9,316	5,318
平成27年	2,351	9,112	5,596
平成28年	2,382	8,895	5,756
平成29年	2,401	8,733	5,869
平成30年	2,396	8,526	5,950
平成31年	2,343	8,416	5,946
令和2年	2,335	8,316	5,996
令和3年	2,289	8,318	5,956
令和4年	2,220	8,307	5,973
令和5年	2,131	8,309	5,950

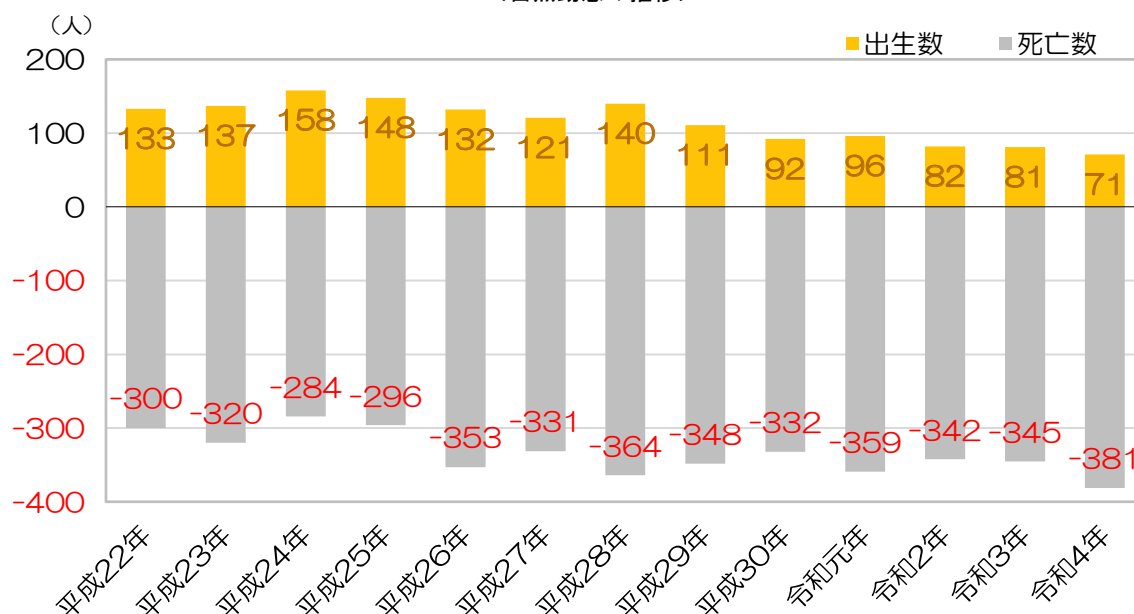
②人口動態

令和4年の自然動態は、出生数71人、死亡数381人で、310人の自然減となっています。平成22年と比較すると、出生数は約47%の減少、死亡数は約27%の増加となっています。

令和4年の社会動態は、転入者数652人、転出者数482人で、170人の社会増となっています。平成22年と比較すると、転入者数は約25%の減少、転出者数は約0.8%の増加となっています。

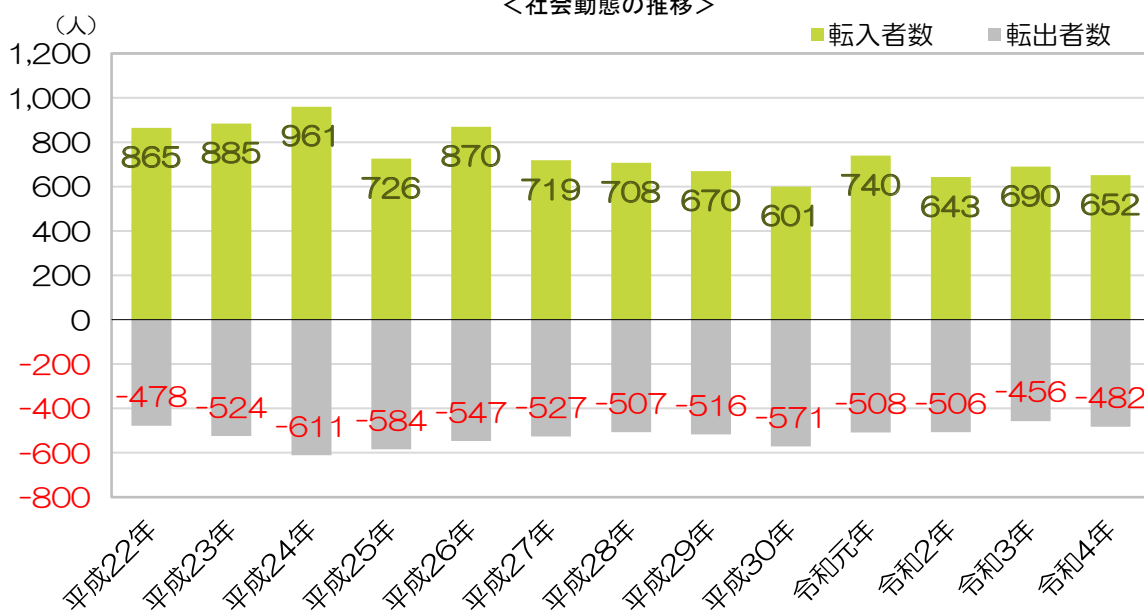
自然動態が310人の自然減、社会動態が170人の社会増で、社会増が自然減を下回ることによって、人口減少傾向となっています。

＜自然動態の推移＞



資料：人口動態統計

＜社会動態の推移＞



資料：住民基本台帳人口移動報告

2)昼夜間人口・人口流出入

①夜間人口・昼間人口

令和2年の本町の昼間人口は 17,760 人、夜間人口が 16,958 人で、昼夜間人口比率は 104.7%となっています。

従業・通学による他区市町村への総流出人口は 4,365 人、他区市町村からの総流入人口は 5,167 人で、802 人の流入超過となっています。

都内他区市町村への流出人口と流入人口を年齢階層別にみると、流出人口は、40 歳代前後と 15～24 歳に2つのピークがある一方で、流入人口は 40 歳代～50 歳代前後が1つのピークとなっています。

＜昼間人口・夜間人口＞

	常住地による人口							従業地・通学地による人口			
	総数 (夜間人口)	従業も通学 もして いない	自宅で 従業	自宅外の自 区市町村で 従業・通学	流出人口	都内他区市 町村で 従業・通学	他道府県 で従業・ 通学	総数 (昼間人口)	流入人口	都内他区市 町村に常住	他道府 県に 常住
平成 12 年	16,631	6,075	923	3,190	6,392	6,058	334	13,579	3,340	3,112	228
平成 17 年	15,941	6,273	827	3,021	5,730	5,423	307	13,965	3,754	3,551	203
平成 22 年	16,650	7,124	743	3,057	5,168	4,898	270	15,959	4,477	4,217	260
平成 27 年	17,446	7,685	639	3,207	5,026	4,734	292	17,205	4,785	4,502	283
令和 2 年	16,958	7,131	578	3,289	4,365	4,114	251	17,760	5,167	4,848	319

注：夜間人口総数には、表中の数値以外に不詳等が含まれる

資料：国勢調査

＜都内他区市町村への流出人口と流入人口の年齢構成＞

	流出人口		流入人口	
	人口	構成比(%)	人口	構成比(%)
総数	4,114	100.0	4,848	100.0
15 歳未満	27	0.7	1	0.0
15～19 歳	414	10.1	75	1.5
20～24 歳	318	7.7	289	6.0
25～29 歳	207	5.0	356	7.3
30～34 歳	278	6.8	420	8.7
35～39 歳	396	9.6	458	9.4
40～44 歳	499	12.1	539	11.1
45～49 歳	525	12.8	682	14.1
50～54 歳	372	9.0	614	12.7
55～59 歳	331	8.0	482	9.9
60～64 歳	287	7.0	413	8.5
65～69 歳	227	5.5	314	6.5
70～74 歳	166	4.0	149	3.1
75～79 歳	54	1.3	46	0.9
80～84 歳	10	0.2	9	0.2
85～89 歳	3	0.1	1	0.0

資料：令和2年国勢調査

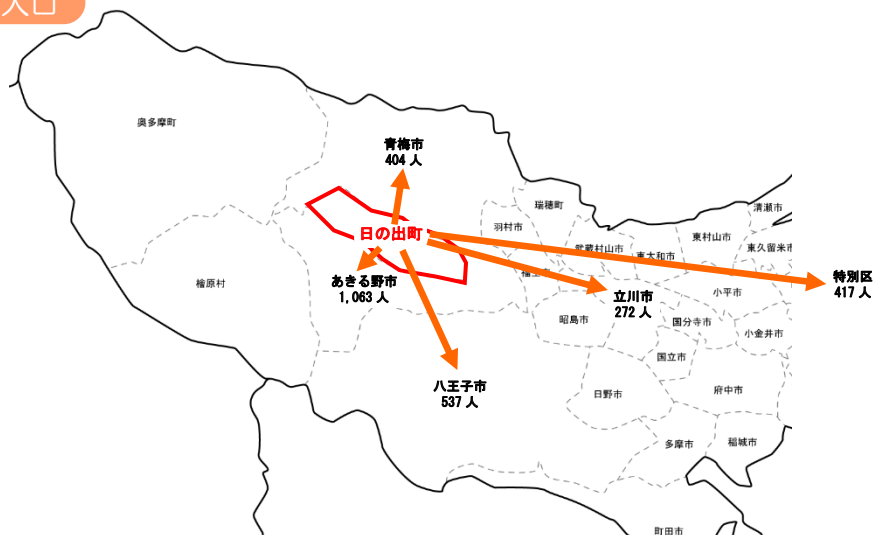
②人口流出入の状況

令和2年の本町の流出人口の主な流出先は、あきる野市が1,063人で最も多く、次いで八王子市537人、特別区417人、青梅市404人、立川市272人となっています。

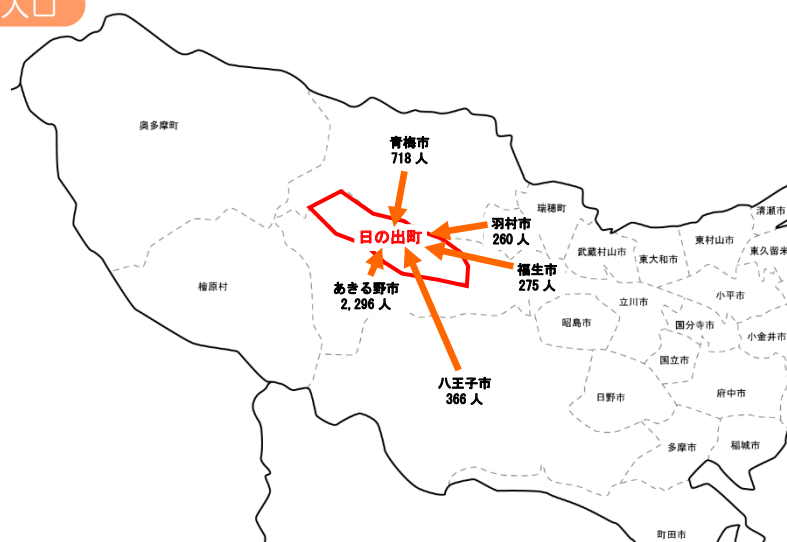
流入人口の主な流入元は、あきる野市が2,296人で最も多く、次いで青梅市718人、八王子市366人、羽村市260人、福生市275人となっています。

<人口流出入の状況>

流出人口



流入人口



(3)産業

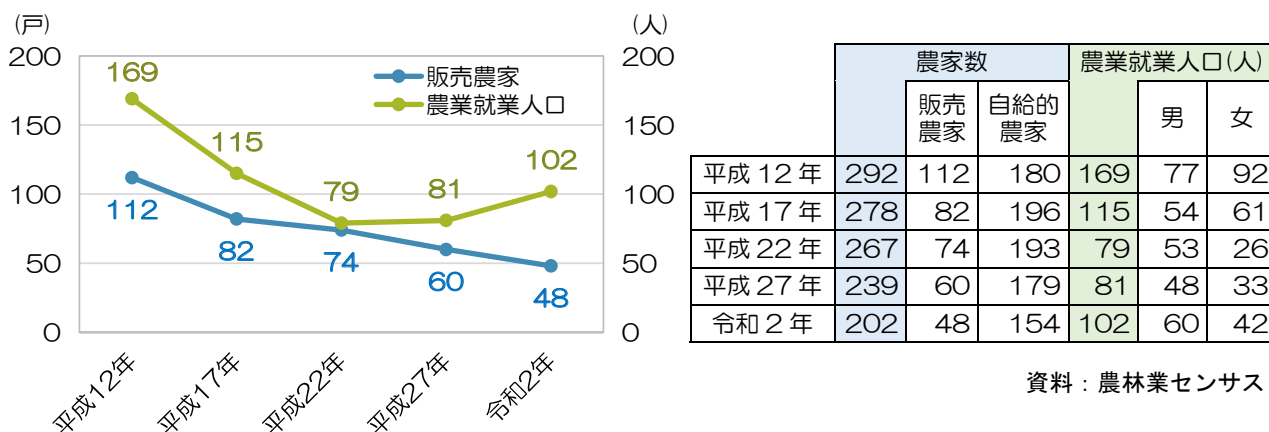
1)農業・林業

本町の農業は、秋留台地における畑作を中心として発展してきましたが、近年の都市化や高齢化、後継者不足等の影響から販売農家数は減少傾向が続いています。農業就業人口も減少傾向が続いていましたが、平成22年以降は増加に転じています。

経営耕地規模別農業経営体数は、令和2年に51経営体で、1.0ha未満の小規模な経営体が多くなっています。耕地面積（自給的農家や土地持ち非農家等を含む）は徐々に減少傾向となっています。

林業は、古くから本町の主要な産業であり、薪炭、建材・塔婆材の生産地となっていました。令和2年の林家数は76戸、森林面積は1,905haとなっており、減少傾向となっています。

＜農家数及び農業就業人口の推移＞

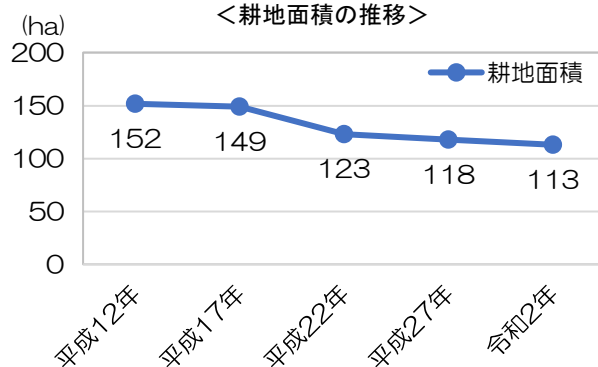


＜経営耕地規模別農業経営体数＞

		経営耕地規模別農業経営体数					
		0.3 ha 未滿	0.3~0.5 ha	0.5~1.0 ha	1.0~1.5 ha	1.5~2.0 ha	2.0 ha 以上
平成 12 年	112	3	52	46	7	3	1
平成 17 年	82	0	33	34	12	2	1
平成 22 年	74	2	30	30	10	1	1
平成 27 年	60	2	27	22	7	1	1
令和 2 年	51	4	21	17	7	2	0

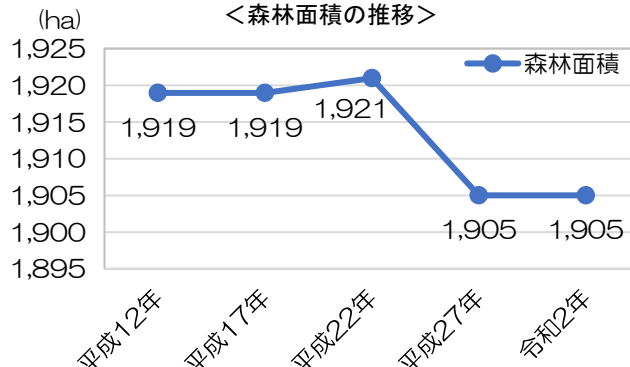
資料：農林業センサス

＜耕地面積の推移＞



資料：面積調査

＜森林面積の推移＞



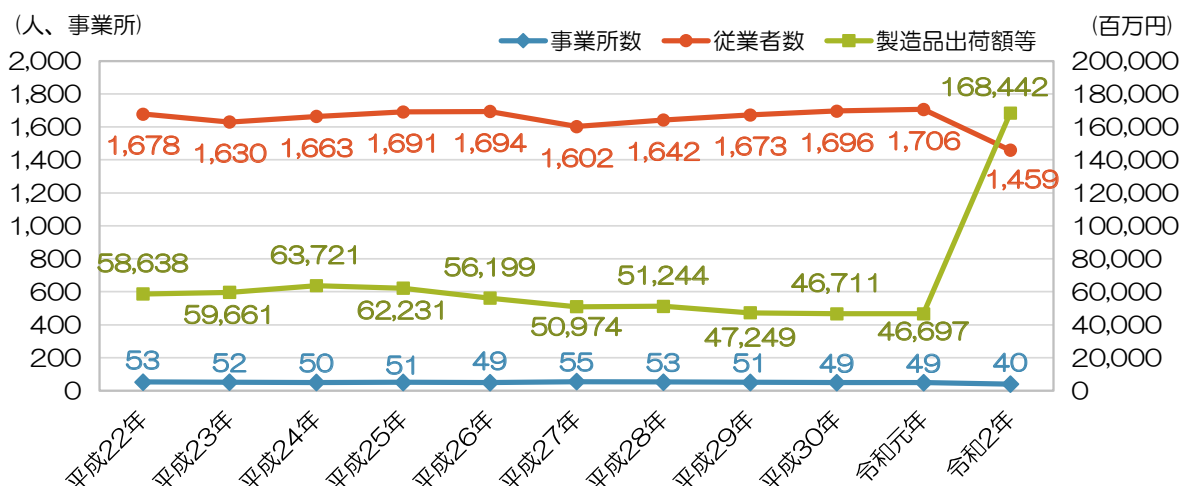
資料：農林業センサス

2)工業

本町の工業は、古くから鉱物や森林資源を活用した地場産業が立地し、地域経済の発展を牽引してきました。また、町内に点在する既存工場の集約化と新規企業の誘致を目的に、三吉野工業団地が整備され、精密機械器具を中心とした企業が立地しています。

令和2年の事業所数は40事業所、従業者数は1,459人、製造品出荷額等は約1,684億円となっており、令和2年において、製造品出荷額等が急増しています。

<事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移>



	事業所数	従業者数	製造品出荷額等 (百万円)
平成 22 年	53	1,678	58,638
平成 23 年	52	1,630	59,661
平成 24 年	50	1,663	63,721
平成 25 年	51	1,691	62,231
平成 26 年	49	1,694	56,199
平成 27 年	55	1,602	50,974
平成 28 年	53	1,642	51,244
平成 29 年	51	1,673	47,249
平成 30 年	49	1,696	46,711
令和元年	49	1,706	46,697
令和 2 年	40	1,459	168,442

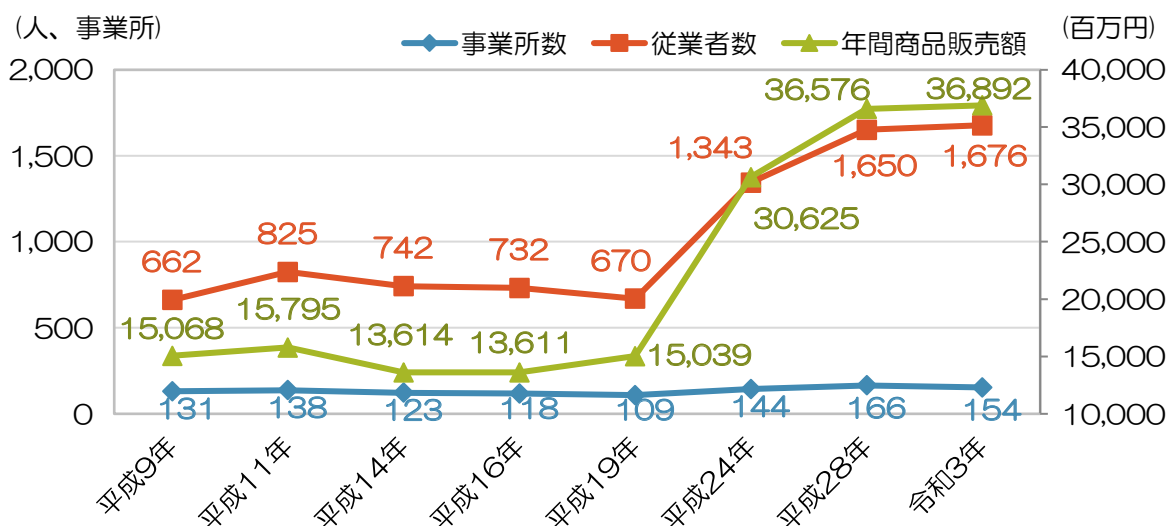
資料：工業統計

3)商業

本町の商業は、一般都道第184号奥多摩あきる野線沿いに点在するほか、平成19年11月に三吉野桜木地区において大型ショッピングセンターが開設し、町内外から利用客が集まっています。

令和3年の事業所数は154事業所、従業者数は1,676人、年間商品販売額は約369億円で、平成19年以降、従業者数、年間商品販売額が増加傾向となっています。

＜事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移＞



	事業所数			従業者数			年間商品販売額 (百万円)
		卸売業	小売業		卸売業	小売業	
平成9年	131	22	109	662	127	535	15,068
平成11年	138	28	110	825	223	602	15,795
平成14年	123	27	96	742	200	542	13,614
平成16年	118	28	90	732	275	457	13,611
平成19年	109	25	84	670	160	510	15,039
平成24年	144	19	125	1,343	117	1,226	30,625
平成28年	166	19	147	1,650	94	1,556	36,576
令和3年	154	21	133	1,676	114	1,562	36,892

資料：～平成19年：商業統計調査
平成24年～：経済センサス

(4)土地利用・建物利用

1)土地利用現況

本町の令和4年の用途別土地利用は、森林が1,981.19ha（70.58%）で最も多く、次いで独立住宅が157.23ha（5.60%）、道路が110.92ha（3.95%）、畑が87.61ha（3.12%）で多くなっています。

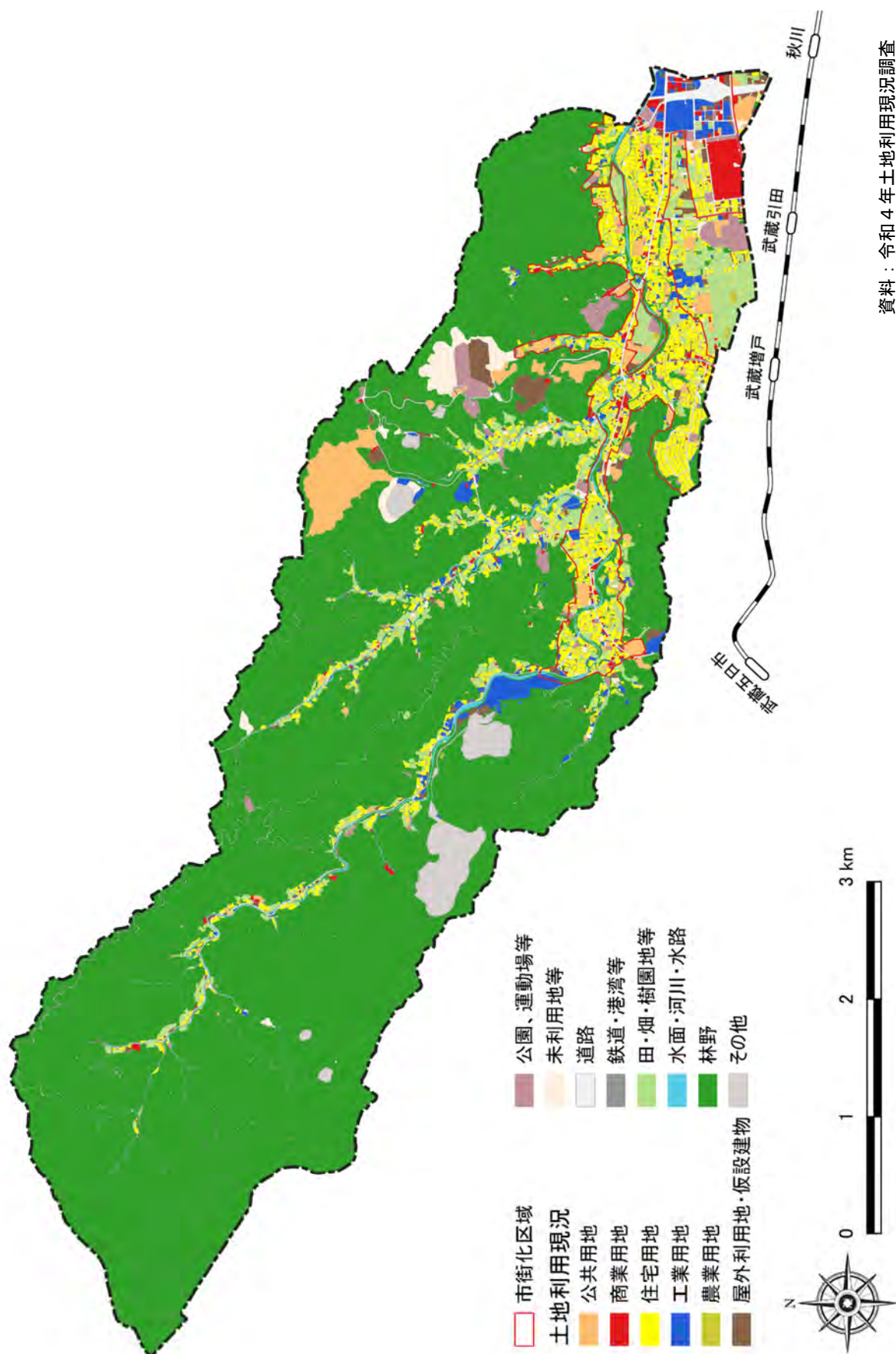
平成24年～令和4年の推移をみると、未利用地等が10.05ha、樹園地が7.41ha、森林が3.39ha減少する一方で、独立住宅が8.14ha、屋外利用地・仮設建物が5.90ha、公園・運動場等が4.33ha増加しています。

＜用途別土地利用の推移＞

区分	主用途	平成24年	平成29年	令和4年		R4-H24
		面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)
公共用地	官公庁施設	2.83	2.91	2.80	0.10	-0.03
	教育文化施設	19.81	19.66	19.84	0.71	0.03
	厚生医療施設	14.72	16.96	17.82	0.63	3.10
	供給処理施設	37.52	37.39	37.71	1.34	0.19
商業用地	事務所建築物	6.30	7.73	7.80	0.28	1.50
	専用商業施設	17.23	17.38	17.38	0.62	0.15
	住商併用建物	4.22	3.86	3.88	0.14	-0.34
	宿泊・遊興施設	1.20	1.13	1.13	0.04	-0.07
住宅用地	スポーツ・興行施設	0.75	0.57	0.41	0.01	-0.34
	独立住宅	149.09	153.94	157.23	5.60	8.14
	集合住宅	6.65	7.65	7.28	0.26	0.63
	工業用地	36.02	35.08	35.14	1.25	-0.88
工業用地	住居併用工場	0.86	0.95	0.96	0.03	0.10
	倉庫運輸関係施設	14.10	14.13	13.94	0.50	-0.16
	農業用地	17.98	17.18	15.97	0.57	-2.01
	農林漁業施設	17.98	17.18	15.97	0.57	-2.01
	屋外利用地・仮設建物	34.21	32.61	40.11	1.43	5.90
	公園・運動場等	33.49	34.05	37.82	1.35	4.33
	未利用地等	47.30	45.85	37.25	1.33	-10.05
	道路	107.06	110.54	110.92	3.95	3.86
	鉄道・港湾等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
農用地	田	2.96	2.97	2.97	0.11	0.01
	畑	89.99	86.75	87.61	3.12	-2.38
	樹園地	46.38	43.96	38.97	1.39	-7.41
	採草放牧地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
林野	水面・河川・水路	25.79	25.81	25.81	0.92	0.02
	原野	54.71	54.11	53.02	1.89	-1.69
	森林	1,984.58	1,982.54	1,981.19	70.58	-3.39
	その他	51.25	51.29	52.04	1.85	0.79
合計		2,807.00	2,807.00	2,807.00	100.00	0.00

資料：土地利用現況調査

＜土地利用現況図（令和4年）＞



2)建物現況

本町の令和4年の用途別建物棟数は、独立住宅が7,168棟（71.7%）で最も多く、次いで農林漁業施設が745棟（7.5%）、倉庫運輸関係施設が410棟（4.1%）、専用工場が396棟（4.0%）で多くなっています。

平成24年～令和4年の推移をみると、全体で262棟増加しており、用途別では独立住宅が322棟、事務所建築物が48棟増加する一方で、農林漁業施設が74棟減少しています。

＜用途別建物棟数の推移＞

建物用途	種別	平成24年	平成29年	令和4年		R4-H24
		棟	棟	棟	構成比(%)	棟
公共用地	官公庁施設	36	38	38	0.4	2
	教育文化施設	238	240	238	2.4	0
	厚生医療施設	93	104	113	1.1	20
	供給処理施設	55	58	55	0.6	0
商業用地	事務所建築物	131	159	179	1.8	48
	専用商業施設	90	93	95	1.0	5
	住商併用建物	195	178	175	1.8	-20
	宿泊・遊興施設	38	38	38	0.4	0
	スポーツ・興行施設	9	9	7	0.1	-2
住宅用地	独立住宅	6,846	7,045	7,168	71.7	322
	集合住宅	146	154	141	1.4	-5
工業用地	専用工場	420	404	396	4.0	-24
	住居併用工場	38	37	39	0.4	1
	倉庫運輸関係施設	434	412	410	4.1	-24
農業用地	農林漁業施設	819	779	745	7.5	-74
その他		143	135	156	1.6	13
合計		9,731	9,883	9,993	100.0	262

資料：土地利用現況調査

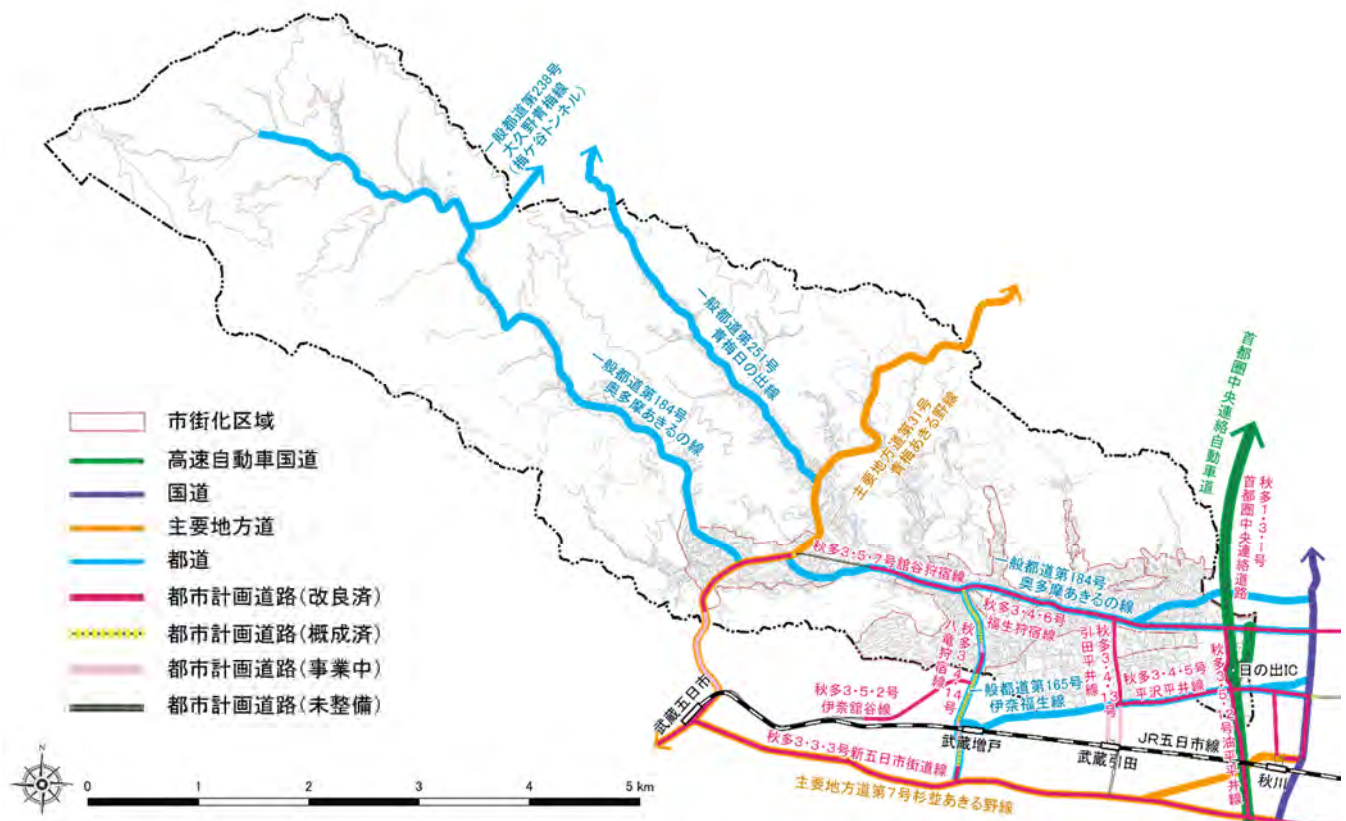
(5)道路・交通

1)道路網

令和5年4月現在、道路延長が142,732m、面積が907,070㎡、平均幅員が6.4mとなっており、道路の改良や舗装整備は進んでいるものの、幹線道路や生活道路については幅員が狭隘な区間が多いことが課題となっています。

平成14年3月に首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジが開設され、インターチェンジ周辺の土地活用が進められています。

＜道路の状況＞



資料：都市計画道路（承認番号）5都市基街都第204号、令和5年9月14日
都市計画道路整備状況（令和5年3月31日）

＜道路の延長及び面積（令和5年4月現在）＞

総数			左のうち市町村道		
延長	面積	平均幅員	延長	面積	平均幅員
142,732m	907,070㎡	6.4m	116,337m	572,614㎡	4.9m

資料：東京都道路現況調査

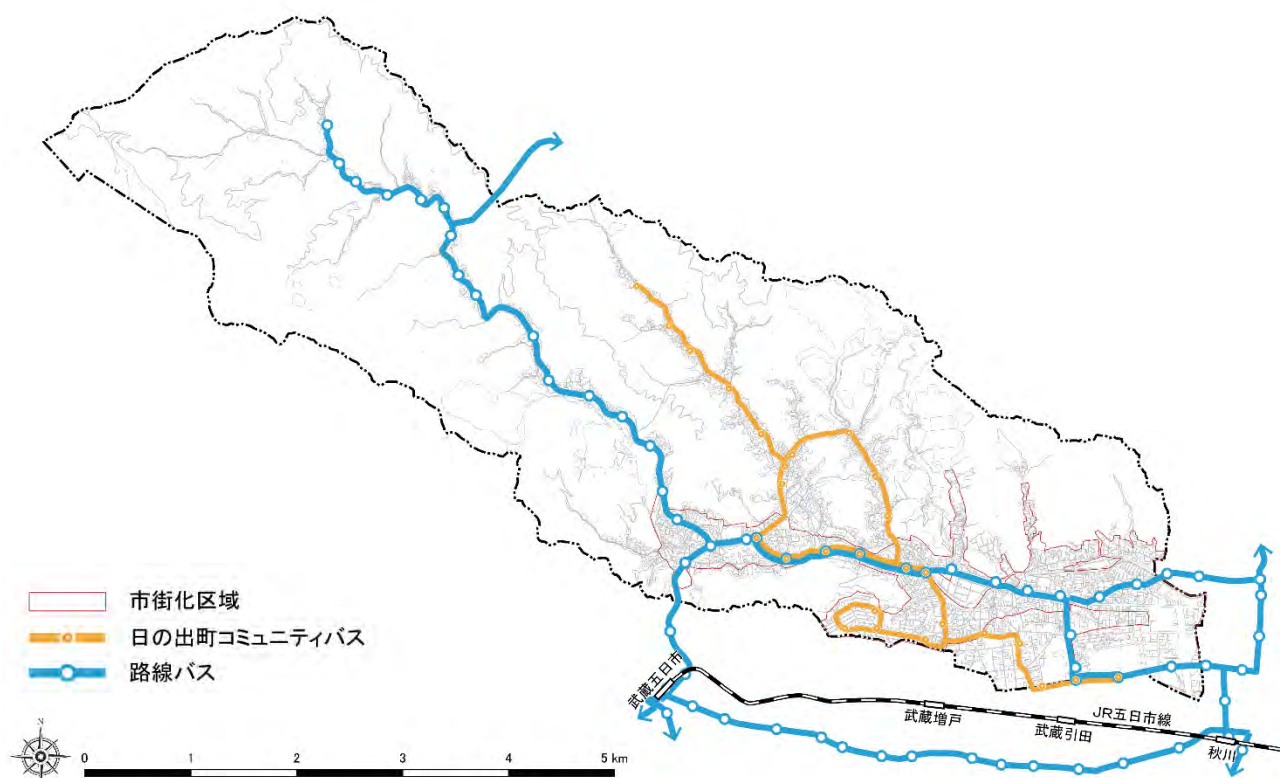
2)公共交通

本町内には鉄道駅がないため、あきる野市内の秋川駅、武蔵引田駅、武蔵増戸駅、武蔵五日市駅が最寄りの駅となっています。

路線バスは、武蔵五日市駅、福生駅、秋川駅等と町内を結ぶ路線が中心となっていますが、イオンモール日の出、阿伎留医療センター、ひので三ツ沢つるつる温泉等の町内および近隣の主要施設を起終点とした経路も運行しています。

また、通学・生活アクセスの向上を目的として、日の出町コミュニティバス「ぐるり〜ん ひのでちゃん」が運行しています。

<バスルート>



資料：各社路線図

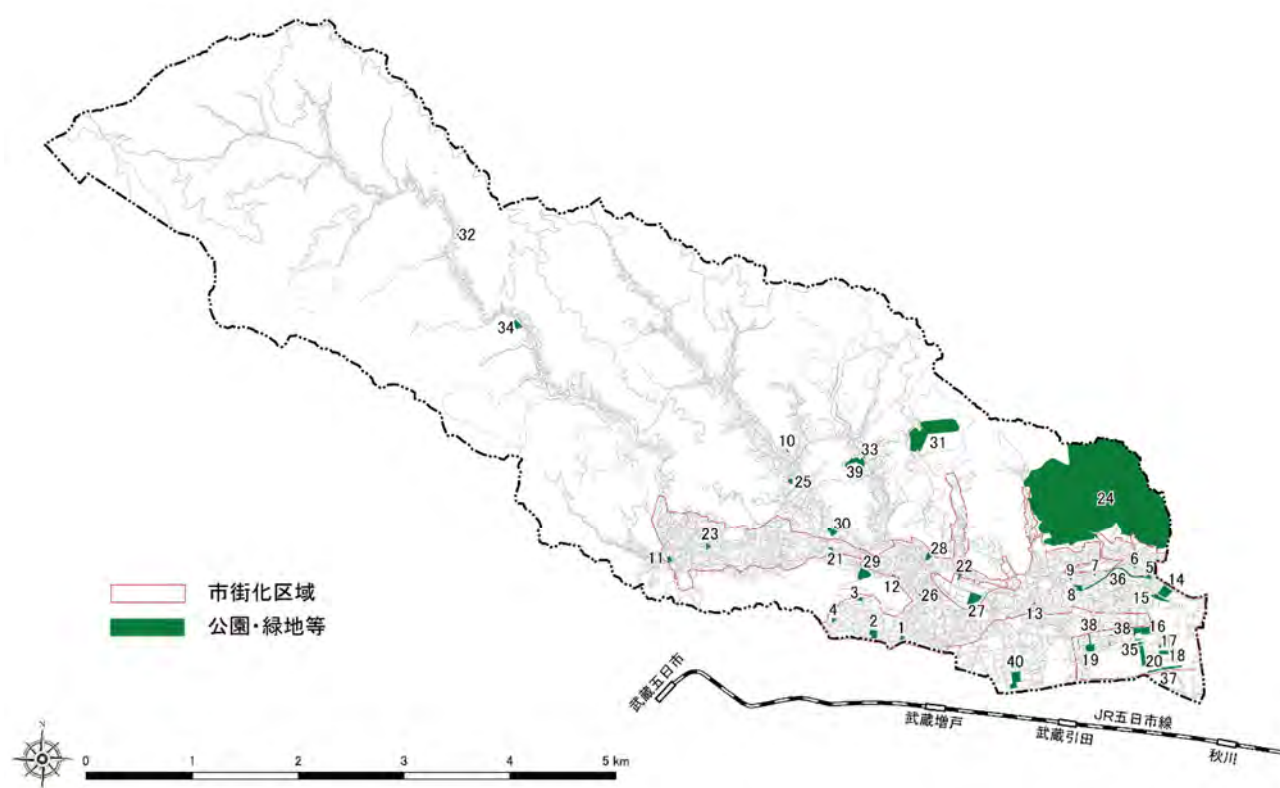
(6)公園・文化財・防災施設等

1)公園・緑地等

町内には都市公園*や児童遊園、運動広場等が35か所、緑地が3か所、町民農園が5か所あります。都市公園等の多くが、土地区画整理事業等の面的開発にあわせて整備した1ha以下の小規模なものとなっています。

ひので野鳥の森自然公園は、草花丘陵の一端に位置する平井・川北地区にある面積約97haの里山で、周辺自治体を含めて南北に大規模な里山の緑地が連なっており、関東山地の東縁部に位置しています。関東山地に向かってひので三ツ沢つるつる温泉や日の出山荘等の観光資源が点在し、観光ネットワークの拠点として期待されています。

＜公園・緑地等の状況＞



資料：都市計画基礎調査（平成30年）

<公園・緑地等一覧>

種別	No.	名称	面積
都市公園	1	日の出団地1号公園	0.10 ha
	2	日の出団地2号公園	0.52 ha
	3	日の出団地3号公園	0.11 ha
	4	日の出団地4号公園	0.09 ha
	5	三吉野1号公園	0.08 ha
	6	三吉野2号公園	0.01 ha
	7	三吉野3号公園	0.01 ha
	8	三吉野4号公園	0.28 ha
	9	三吉野5号公園	0.02 ha
	10	坂本公園	0.04 ha
	11	語らいとふれあい広場	0.19 ha
	12	落合公園	0.07 ha
	13	宿上公園	0.01 ha
	14	三吉野欠下1号公園	0.81 ha
	15	三吉野欠下2号公園	0.34 ha
	16	三吉野欠上公園	0.49 ha
	17	三吉野下原1号公園	0.04 ha
	18	三吉野下原2号公園	0.23 ha
	19	三吉野桜木中央公園	0.45 ha
	20	三吉野桜木東公園	0.42 ha
児童遊園	21	諏訪下児童遊園	0.05 ha
準児童遊園施設	22	塩田こども遊園地	0.01 ha
子ども公園	23	こども未来公園	0.17 ha
自然公園	24	ひので野鳥の森自然公園	97.00 ha
多目的広場	25	北大久野地域多目的広場	0.17 ha
	26	中野地域多目的広場	0.04 ha
地域運動場	27	町民グラウンド	0.86 ha
運動広場	28	塩田テニスコート	0.13 ha
	28	塩田ゲートボール場	0.09 ha
	29	スポーツパーク・やすらぎとふれあいの丘	0.93 ha
	30	月見草と水の公園グラウンド	0.52 ha
	31	スポーツと文化の森・谷戸沢グラウンド	2.00 ha
	31	スポーツと文化の森・谷戸沢サッカー場	2.35 ha
	32	肝要ゲートボール場	0.06 ha
	33	玉の内ゲートボール場	0.05 ha
レクリエーション施設	34	ちびっこわんぱく広場	0.32 ha
商工振興施設	35	日の出町商工振興ひろば	0.08 ha

種別	No.	名称	面積
緑地	36	三吉野緑地	0.30 ha
	37	三吉野工業団地緑地	0.48 ha
	38	三吉野桜木緑地	0.43 ha

種別	No.	名称	面積
町民農園	39	玉の内ふれあい農園	0.36ha
	40	油田第1農園	0.21ha
	40	油田第2農園	0.06ha
	40	油田第3農園	0.33ha
	40	油田第4農園	0.12ha

資料：日の出町公共施設等総合管理計画（令和4年）

●●● 日の出町のレクリエーション施設 ●●●



日の出町イメージキャラクター
「ひのでちゃん」

町内には、
自然を楽しむ
スポットがいっぱい
あるよ！

市街地及びその周辺には、町民の健康づくりに資するグラウンド、テニスコート、ゲートボール場等のスポーツ施設が整備されています。

丘陵地から山地にかけては、ハイキングコースやキャンプ場、温泉、溪流釣り施設等の豊かな自然とのふれあいや体験を目的とした施設・資源があります。



<自然休養村さかな園>



<日の出町やまびこホール>



<ふれあい農産物直売所>



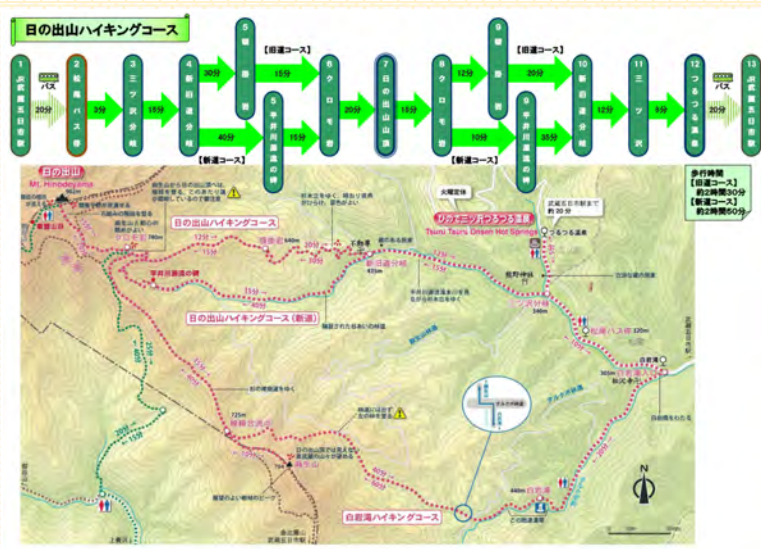
<スポーツと文化の森・谷戸沢サッカー場>



<塩田テニスコート>



<ひので三ツ沢つるつる温泉>



<日の出山ハイキングコース MAP>



<肝要の里>



<ひので野鳥の森自然公園>

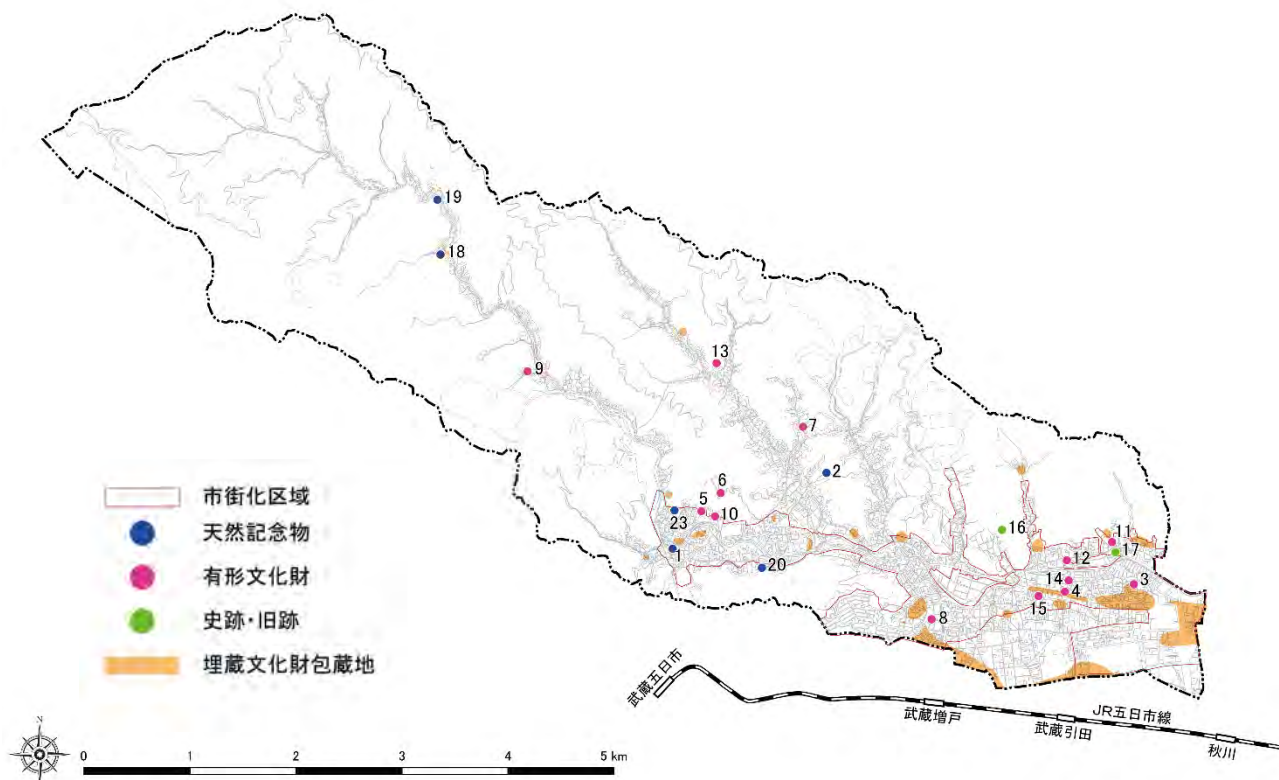


<日の出山山頂からのパノラマ>

2)文化財

文化財として、樹木・植物を中心とした天然記念物*のほか、町の歴史を伝承する上で重要となる歴史的有形文化財や埋蔵文化財等が数多く指定されており、地域特有の資源として広く分布しています。

＜文化財の状況＞



資料：都市計画基礎調査（平成 30 年）



日の出町
イメージキャラクター
「ひのでちゃん」

町の文化財を
巡る旅も
楽しそうだね！

●●● 日の出町の指定文化財 ●●●



＜幸神社のシダレアカシデ（国指定天然記念物）＞



＜大久野のフジ（都指定天然記念物）＞



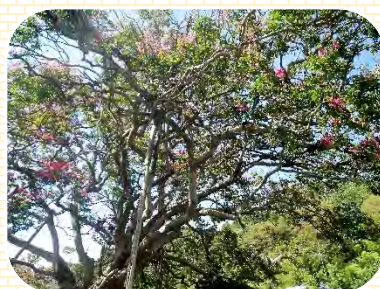
＜鹿の湯（町指定旧跡）＞



＜光明寺薬師堂（町指定有形文化財）＞



＜高札場（町指定史跡）＞



＜濱中家のサルスベリ（町指定天然記念物）＞

<文化財一覧>

分類	No.	名称	指定	指定年月日	概要
天然 記念物	1	幸神社のシダレアカシデ	国	昭和 17.7.21	樹高約 6.1m、枝張約 7.2m、根本周約 2.05m、地元で伝えられている樹齢は約 700 年
	2	大久野のフジ	都	昭和 31.8.21	樹高約 18.0m、枝張約 33.0m、根本周約 2.6m、樹齢約 400 年
有形 文化財	3	木造閻魔王坐像	都	昭和 35.2.13	文明 5 年（1473）仏師了成作、像高 89.0 cm
有形 文化財	4	田中文書（北条氏伝馬定、氏照印判状）	都	昭和 56.3.12	北条氏伝馬定は縦 33.7 cm、横 51.0 cm。印文「禄寿応穩」の朱印がある／北条氏照印判状は縦 33.7 cm、横 27.2 cm。印文「如意成就」の朱印がある
	5	木造薬師如来坐像	町	昭和 53.9.1	像高 54.0 cm、膝張 41.5 cm 寄木造り、彫眼で体幹部を前後縦二材とし、頭部は差首、材質はヒノキ 平安期の様式を残す
	6	大般若波羅蜜多經	町	昭和 53.9.1	文和 5 年から応永年間（1356～1428）／約 600 巻
	7	神明社の棟札	町	昭和 53.9.1	永禄 2 年から寛文 5 年（1559～1665）／古い棟札群 16 枚
	8	西光寺の板碑	町	昭和 53.9.1	全長 104.3 cm、幅 33.4 cm、重量 25.0 kg 優美な阿弥陀三尊の絵像が刻まれている 絵像板碑で紀年銘をもつものとしては多摩川流域で最古
	9	光明寺薬師堂	町	昭和 53.9.1	二間半四方の規模。柱の面取り、柱と地廻りの切り込み等から鎌倉期の建築様式を受け継ぐといわれる 材質はカヤ
	10	天正寺の梵鐘	町	昭和 53.9.1	総高 115.0 cm、径 65.5 cm、内径 49.5 cm、竜頭高 21.0 cm 室町期の作風をのこす 加藤基衛門古久作
	11	東光院の梵鐘	町	昭和 53.9.1	総高 75.0 cm、径 52.0 cm、内径 41.0 cm、竜頭高 20.0 cm 菩薩像の鑄出に特徴がある 永瀬権右門尉勝之作
	12	常福寺の宝篋印塔	町	昭和 53.9.1	総高 504.0 cm 多宝塔の形をとるが、造立銘文の書き出しには宝篋印塔とある／内部に経文が納められている
	13	山祇社本殿（水口の山祇社本殿）	町	昭和 53.9.1	間口 2.49m、奥行 2.38m 室町期の作風をのこす二間社流造りの建築
	14	志茂町の山車	町	平成 10.3.23	梁行 1 間、桁行 2 間、前部囃子舞台、後部楽屋の 2 間取り、屋根は唐破風平屋根、車輪内輪四つ車、梶構造は据輪構造による自在梶。人形山車の構造を一部残している。
	15	加美町の山車	町	平成 10.3.23	梁行 1 間、桁行 2 間、前部囃子舞台、後部楽屋の 2 間取り、屋根は唐破風平屋根、車輪内輪四つ車、梶構造は据輪構造による自在梶（通称：ずり棒）。山車の彫刻は、江戸後期から明治初期にかけて活躍した彫刻師、後藤徳次郎の作品で、現存する多摩の山車彫刻として優れた作品の一つ。
旧跡	16	鹿の湯	町	昭和 53.9.1	径 1.5m、深さ 1.0mの円形の湯元があった 多摩七湯の一つに数えられ、江戸時代には盛んに利用
史跡	17	高札場	町	昭和 53.9.1	幅 3.0m、奥行 1.8m、高さ 1.4mの玉石積みでできている ／中平井村の名主をつとめた青木家の前にあり、高札場跡の前を本道が通っていた
天然 記念物	18	高原社のスギ	町	昭和 53.9.1	幹周 5.61m、樹高 41m、町内で最大／スギ科の常緑針葉高木
	19	赤保谷家のヒイラギ	町	昭和 53.9.1	樹高 9m、幹周 1.68m、町内最大のヒイラギ
	20	ヒメザゼンソウ	町	昭和 53.9.1	早春に葉を出し、長さ 10～20 cm、幅 7～12 cmの楕円形花は 6 月初め頃咲き、暗い紫の褐色で仏焰苞という頭巾のような形をし、長さ 5 cm ぐらい／サトイモ科に属す多年草
	21	トウキョウサンショウウオ	町	昭和 53.9.1	体長は 8～10 cm、茶褐色、卵嚢は、まが玉状で透明な寒天質に包まれ、中に 30～50 個の卵が入っている 夜光性の動物／両生類サンショウウオ目サンショウウオ科に属す
	22	モリアオガエル	町	昭和 53.9.1	体長は 5 から 9 cm で、雄より雌のほうが大きく、体の背面は緑色で、環境に応じて濃く薄くと体色を変化させる 産卵期は、5 月中旬から 6 月上旬頃
	23	瀧中家のサルスベリ	町	平成 12.10.24	胸高幹周（3 本分岐）①1.31m②0.66m③1.36m、樹高 9.1m、町内で最大／ミソハギ科の落葉高木

資料：都市計画基礎調査（平成 30 年）

<埋蔵文化財一覧>

名称	指定年月日	所在	種類	概要・時代
(無名)	昭和 49.3.30	大字大久野字新井	包蔵地	山麓、集落跡 [時代]縄文
新井遺跡	昭和 49.3.30	大字大久野字新井	包蔵地	台地、散布地(包蔵地) [時代]縄文、古墳
西落合遺跡	昭和 49.3.30	大字大久野字落合	包蔵地	山麓、散布地(包蔵地) [時代]古墳
大塩田遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字塩田	包蔵地	山麓、集落跡 [時代]古墳
南足下田遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字足下田	包蔵地	山麓、集落跡 [時代]縄文、古墳
宮本遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字宮本	包蔵地	台地、その他墓 [時代]縄文
谷ノ入遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字谷ノ入	包蔵地	台地、散布地(包蔵地) [時代]縄文
下平井遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字三吉野 下平井	包蔵地	台地、散布地(包蔵地) [時代]縄文
岳の上遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字西本宿	包蔵地	丘陵裾部、集落跡 [時代]縄文、弥生
東原遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字三吉野 油田	包蔵地	台地、集落跡 [時代]縄文、古墳、奈良、平安、中世、近世
岳の上塚	昭和 49.3.30	大字平井字中野	包蔵地	丘陵裾部、その他の遺跡(塚) [時代]近世
長井館跡	昭和 49.3.30	大字大久野字長井	包蔵地	山麓、城館跡 [時代]中世
幸神屋敷跡	昭和 49.3.30	大字大久野字幸神	包蔵地	台地、城館跡 [時代]中世
新井屋敷跡	昭和 49.3.30	大字大久野字新井	包蔵地	台地、城館跡 [時代]中世
三吉野遺跡群 宿上地区遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字三吉野 宿上	包蔵地	台地、散布地(包蔵地) [時代]縄文
北足下田遺跡	昭和 49.3.30	大字平井字足下田	包蔵地	山麓、散布地(包蔵地) [時代]縄文
三吉野遺跡群 清坊地区遺跡	平成 5.7	大字平井字三吉野 清坊	包蔵地	台地、集落跡、社寺、窯 [時代]旧石器、縄文、古墳、奈良、平安、中世、近世
三吉野遺跡群 欠上・下モ原地区 遺跡	平成 5.7	大字平井字三吉野 欠上・下モ原	包蔵地	台地、集落跡 [時代]縄文、弥生、古墳、奈良、平安
下平井古墳	平成 5.7	大字平井字三吉野 下平井	包蔵地	台地、古墳 [時代]古墳
萱窪遺跡	平成 6.7.25	大字大久野字萱窪	包蔵地	台地、散布地(包蔵地) [時代]縄文
三吉野遺跡群 宿通地区遺跡	平成 10.8.3	大字平井字三吉野 宿通	包蔵地	段丘、集落跡、宿場跡 [時代]平安、中世、近世
道場遺跡	平成 19.3.27	大字平井字道場	包蔵地	台地、集落跡 [時代]古墳、奈良、平安、近世
道場古墳群	平成 19.3.27	大字平井字道場	包蔵地	台地、古墳群 [時代]古墳
三吉野遺跡群 井戸端地区遺跡	平成 19.3.27	大字平井字三吉野 井戸端	包蔵地	台地、集落跡、その他の遺跡(旧日本陸軍基地跡) [時代]縄文、古墳、奈良、平安、中世、近世、その他 (現在)
光明寺遺跡	平成 27.10.5	大字大久野字細尾	包蔵地	河岸段丘上、社寺跡 [時代]中世、近世
尾崎原遺跡	平成 27.10.5	大字大久野字萱窪	包蔵地	台地、集落跡 [時代]縄文、中世、近世

資料：都市計画基礎調査（平成 30 年）

3)防災施設

町内では、指定緊急避難場所、指定避難所、二次避難所、一時集合（避難）場所として、下表の施設が指定されています。

＜指定緊急避難場所（広域避難場所含む）・指定避難所＞

地区	施設名	所在地	電話番号	緊急避難場所			避難所	屋内収容人数（人）
				地震	浸水	土砂		
平井	平井小学校	平井 1218	597-0044	○	○	○	○	1,969
	本宿小学校	平井 1855	597-0400	○	○※2	○※2	○	1,871
	平井中学校	平井 2654	597-0021	○	○	○	○	2,565
	ひのでグリーンプラザ	平井 3231-1	597-0270	○	○※1	○※1	○	449
	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター（高齢者優先）	平井 4118	597-4040	○	○	○	○	144
	本宿老人福祉センター（高齢者優先）	平井 1982	597-5971	○	○	○	○	59
	ユートピアサンホーム（障がい者優先）	平井 2738	597-2955	○	○	○	○	92
	ユートピアひまわりホーム（障がい者優先）	平井 2738-3	597-6405	○	○	○	○	47
	日の出町民ランド	平井 2777	-	○				-
	日の出団地二号公園	平井 2196-636	-	○				-
	三吉野欠上公園	平井 21	-	○				-
	三吉野桜木中央公園	平井 204	-	○				-
	イオンモール日の出 駐車場等	平井 237-3	588-8000	○	○※1	○※1		-
大久野	大久野小学校	大久野 1176	597-0551	○	○	○	○	1,470
	大久野中学校	大久野 1559	597-0352	○	○※1	○※1	○	2,536
	肝要の里	大久野 4089	597-5290	○	○	○	○	150
	日の出町やまびこホール	大久野 1165-2	597-2256	○	○※2	○※2	○	212
	大久野老人福祉センター	大久野 2120-1	597-5324	○	○	○	○	130
	大久野健康いきいきセンター	大久野 696-1	588-7210	○	○	○	○	20
	北大久野地域多目的広場	大久野 697-1	-	○				-
計								11,714

※1 風水害時に自主避難等のために開放する施設

※2 ※1 に追加して開放する施設

※収容人数は、主となる体育館・教室・集会室・会議室・ホール等の面積を、3.3㎡当たり2名として換算

＜二次避難所（要配慮者避難所）＞

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人数（人）
平井	ひのでホーム（介護老人福祉施設）	平井 3076	597-2021	50
	栄光の杜（介護老人福祉施設）	平井 3052	597-1536	30
	新清快園（介護老人福祉施設）	平井 1417-1	588-8871	30
	第3サンシャインビル（介護老人福祉施設）	平井 2368-5	597-5515	20
	日の出舎（障がい者支援施設）	平井 3030	597-1451	30
	ファミリート日の出（介護老人保健施設）	平井 315-1	597-5711	30
	ウェルピア白寿（介護老人保健施設）	平井 3820	597-6321	30
	日の出さくら（介護老人保健施設）	平井 3608-1	588-7100	40
大久野	藤香苑（介護老人福祉施設）	大久野 3588-1	597-7222	25
	日の出柴苑（介護老人福祉施設）	大久野 231-1	597-1941	30
	羽生の里（介護老人福祉施設）	大久野 1263	597-6661	10
	幸神さくら（介護老人福祉施設）	大久野 1718	588-7200	50
	日の出太陽の家（障がい者支援施設）	大久野 5107	597-2811	30
	山の子の家（障がい者支援施設）	大久野 8025-11	597-7300	3人及び保護者

＜一時集合（避難）場所＞

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人数（人）
平井	谷の入会館（第1自治会）	平井 3997-2	597-1957	35
	第2自治会館（第2自治会）	平井 3690-3	597-1958	53
	三和会館（第3自治会）	平井 3239-1	597-5920	66
	第4自治会館（第4自治会）	平井 2512-15	597-5921	*（特別警戒区域）
	中野会館（第4自治会）	平井 2294-7	-	47
	本宿会館（第5自治会）	平井 2144	597-5490	20
	第6自治会館（第6自治会）	平井 1812-1	597-1909	*（特別警戒区域）
	第7自治会館（第7自治会）	平井 1295-2	-	59
	志茂町会館（第8自治会）	平井 1254	597-2547	60
	三吉野会館（第9自治会）	平井 896-2	597-5922	63
	下平井会館（第10自治会）	平井 1-5	-	85
	日の出団地自治会館（第24、25、26自治会）	平井 2196-636	597-1956	78
	日の出団地多目的施設	平井 2196-628	597-5812	39
	第27自治会館（第27自治会）	平井 760-9	-	26
	パークタウンホール（第28自治会）	平井 1009-4	597-5932	50
大久野	落合会館（第11自治会）	大久野 288-1	597-1950	59
	萱窪会館（第12自治会）	大久野 1093-1	597-1104	56
	羽生会館（第13自治会）	大久野 1213	597-5375	58
	幸神会館（第14自治会）	大久野 2120-1	597-3069	58
	新井倶楽部（第15自治会）	大久野 2333	597-5923	*（特別警戒区域）
	岩井会館（第16自治会）	大久野 2801-3	597-5924	39
	細尾会館（第17自治会）	大久野 3332-1	597-5925	50
	報徳会館（第18自治会）	大久野 4310-1	597-5926	53
	長井公会堂（第19自治会）	大久野 5400-1	597-5927	46
	水口会館（第20自治会）	大久野 6594-1	-	46
	北原会館（第21自治会）	大久野 6942-1	597-5928	51
	坊平会館（第21自治会）	大久野 783-2	-	37
	坂本倶楽部（第21自治会）	大久野 7307-3	597-5929	50
	玉の内会館（第22自治会）	大久野 8256-1	597-1951	72
計				1,365

※土砂災害特別警戒区域内の会館（*印）については、避難所としての使用はしない。

※収容人数は、主となる集会室・会議室・ホール等の面積を、3.3㎡当たり2名として換算

資料：日の出町地域防災計画 令和5年度修正（令和6年3月）



日の出町イメージキャラクター
「ひのでちゃん」

危険なエリアと避難場所について、あらかじめ確認しておこう！



詳しくは、日の出町ホームページ
【土砂災害等ハザードマップ】
よりご確認ください。

●●● 土砂災害等ハザードマップ ●●●

日の出町では、土砂災害特別警戒区域・警戒区域*、浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域を示したハザードマップ*を作成・公開しています。

台地・山地が多い地形性質上、土砂災害による警戒区域等が北部、西部を中心に広く指定されています。

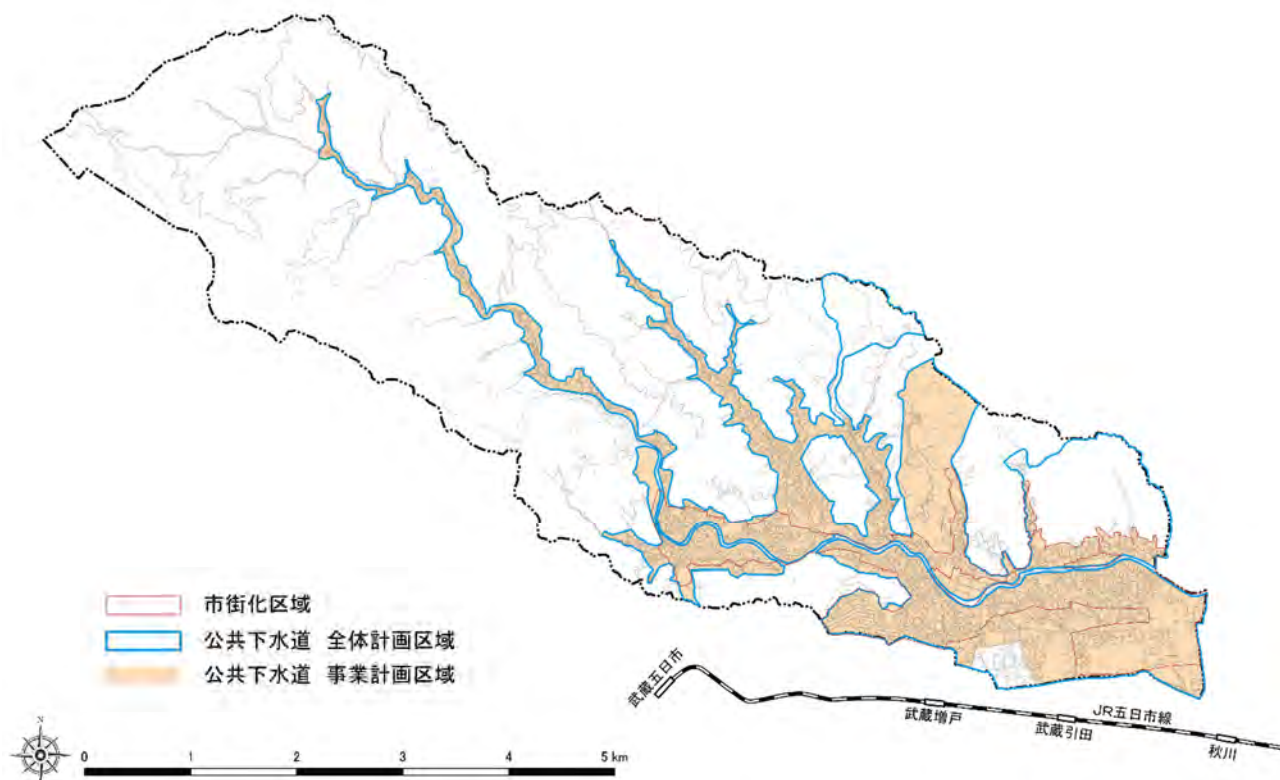
＜土砂災害等ハザードマップ（令和5年3月）＞

(7)処理供給施設等

1)下水道

公共下水道*は「多摩川流域下水道計画（秋川処理区）」に含まれており、汚水処理は東京都が管理する汚水処理場（八王子水再生センター）で行われています。平成4年から供用開始され、全体計画区域を872ha、計画排水人口を14,100人として整備を進めてきましたが、平成22年度には下水道処理人口普及率は概成100%に達し、令和4年度時点では排水人口（現在の処理区内人口）は16,383人となっています。

<下水道整備状況>



資料：秋多都市計画下水道 公共下水道事業計画 位置図

<下水道普及率（対人口）の推移>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画排水人口	14,100人	14,100人	14,100人	14,100人	14,100人
排水人口	16,700人	16,642人	16,556人	16,493人	16,383人
普及率	100%	100%	100%	100%	100%

資料：行政事務報告書

2. 近年の社会経済情勢

(1)人口減少社会の到来への対応

1)活力を失わないための地方創生の取組

平成26年「まち・ひと・しごと創生法」創設以降、全国で定住促進、人口受入れの動きが活発化しています。

国においては、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、令和4年12月に、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本町では、令和3年3月に「日の出町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「安定した雇用を創出する」「新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」ための取組を実施していますが、国の総合戦略を踏まえ、これまで進めてきた地域の社会課題解決や魅力向上に向けた地方創生の取組をデジタルの力を活用してより一層推進していくため、次期計画からは長期総合計画と総合戦略を一体的に策定することとしており、現在策定作業を進めています。

2)コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり

「国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～」は、本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有しつつ、2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方として、コンパクト・プラス・ネットワーク*の考え方が示されています。

○商店、診療所など、日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を形成し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶことにより、持続可能な地域づくりを推進。(約5千箇所程度)



資料：国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～

(2)世界を変える取組への対応

1)持続可能な開発目標(SDGs)

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択されました。SDGs とは、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

国では、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実現に向け、平成 28 年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を定め、その中で地方自治体に対しては、「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励しつつ、SDGs 達成に向けた取組を促進する。」こと等とされています。

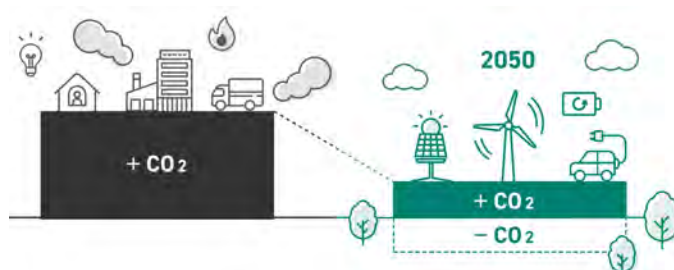


資料：持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組 パンフレット

2)脱炭素社会実現の取組(カーボンニュートラル)

令和 2 年 10 月 26 日、第 203 回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ※にする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

本町では、令和 6 年 4 月 1 日に、東京都、荒川区、千代田区、中央区、台東区、品川区及び葛飾区並びに八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、檜原村及び奥多摩町と「森林環境譲与税*の活用に係る都内連携に関する協定書」を締結し、本町を含む多摩地域の森林において、持続可能な森林の循環の確立に向けた広域的な取組を推進することとしています。



資料：脱炭素ポータル カーボンニュートラルとは

※「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量から、森林管理などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味しています。

(3)自然災害の激甚化への対応

1)国土強靱化に向けた取組

平成 25 年 12 月に東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布、施行されました。

国土強靱化^{*}は、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるもので、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするもので、そうした強靱化の取組の方向性、内容を取りまとめたものが強靱化の計画となります。

都では、大規模自然災害が発生しても社会経済システムが機能不全に陥らず、迅速な復旧、復興ができるよう、平成 28 年 1 月に「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

本町においても、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧、復興が可能な都市を作り上げていくために、本町における国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本的な指針として、令和 4 年 3 月に「日の出町国土強靱化地域計画」を策定しました。

(4)ICT等の新技術の活用

1)自治体DXに向けた取組

令和 2 年 12 月 25 日に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ区市町村の役割は極めて重要であり、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI^{*}等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM「エビデンス（合理的根拠）に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）」等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネス等新たな価値等が創出されることが期待されています。

本町においても、令和 5 年 2 月に「DX推進方針」を策定しました。

2)スマート農業等の取組

「スマート農業」とは、ロボット、AI、IoT*等先端技術を活用する農業のことで、人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多い農業において、省力化や農業従事者の負担軽減を目的に実施されています。

スマート農業の効果としては、作業の自動化、情報共有の簡易化、データの活用等があげられます。

(5)新型コロナウイルス感染症への対応

1)新しい生活様式に対応する取組

国において、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく指定感染症に定められました。

現状、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類になったものの、流行が続き、with コロナ、after コロナを見据えた「新しい生活様式」に対応するまちづくりに向けた取組が求められています。

2)アフターコロナのニーズに対応する取組

①ワーケーション

観光庁では、コロナ禍を経たテレワーク*の普及や働き方の多様化を踏まえて、ワーケーション*やプレジャー*を「より長期かつ多くの旅行機会の創出」や「旅行需要の平準化」につながる取組と捉えるとともに、働く場所や時間の自由度を高める点で働き方改革や企業の経営課題への対応に寄与し、地域活性化等にも資する意義を有するものとして、普及・定着に向けた取組を推進しています。

＜ワーケーションとプレジャーのイメージ＞



資料：観光庁「新たな旅のスタイル ワーケーション&プレジャー」

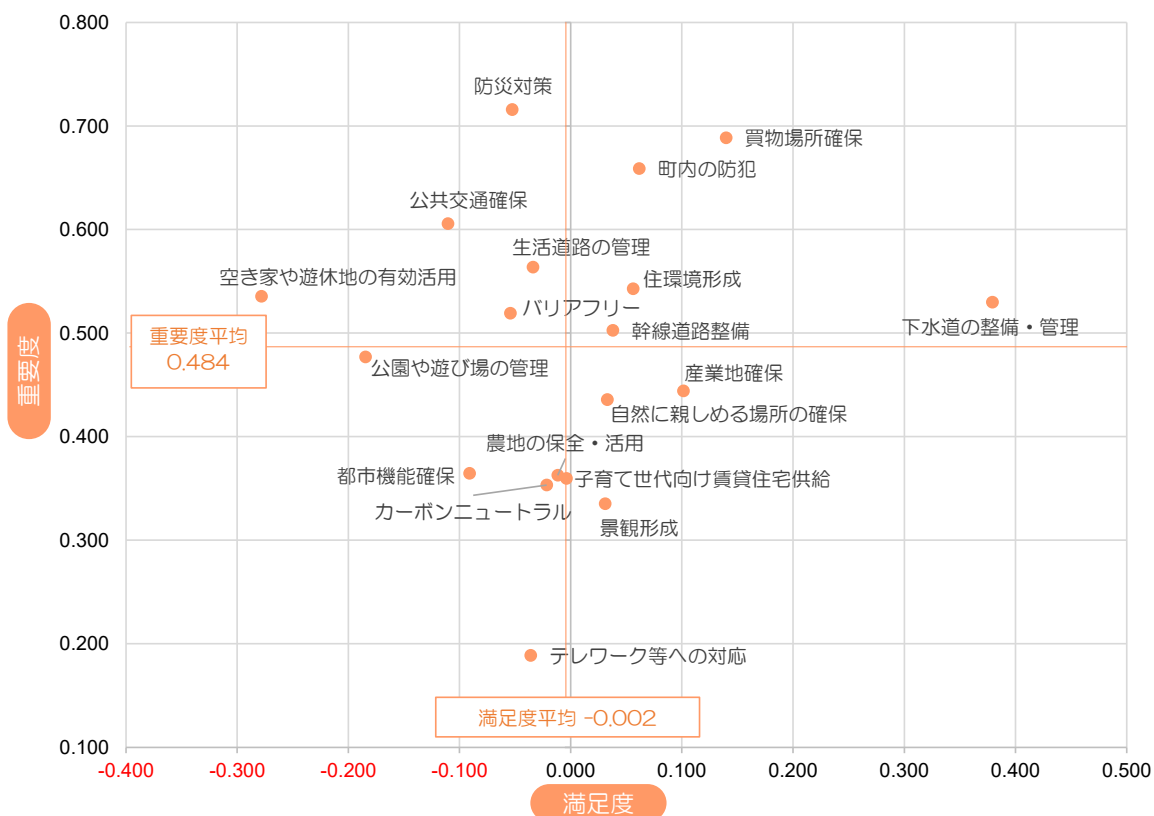
②二地域居住

多様な価値・魅力を持ち、持続可能な地域の形成を目指すためには、地域づくりの担い手となる人材の確保を図る必要があります。しかし、国全体で人口が減少する中、すべての地域で「定住人口」を増やすことはできません。

そこでこれからは、都市住民が農山漁村等の地域にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住*」等の多様なライフスタイルの視点を持ち、地域への人の誘致・移動を図ることが必要となっています。

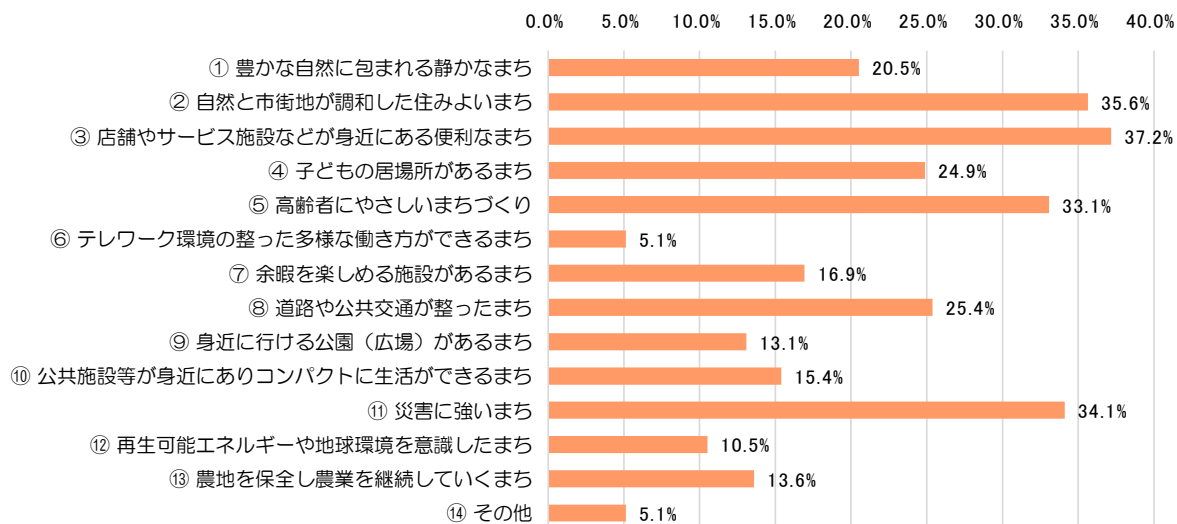
■まちづくりの各分野の満足度、重要度の傾向（散布図）

- ・各分野の中で、「満足度が低く、重要度が高い」傾向にあり、取組の優先度が高い分野は、「防災対策」「公共交通確保」「生活道路の管理」「空き家や遊休地の有効活用」「バリアフリー」の5分野となります。



2)これからのまちづくりについて

- ・これからの日の出町のまちづくりに関しては、「店舗やサービス施設などが身近にある便利なまち」を求める意見が 37.2%で最も多く、次いで「自然と市街地が調和した住みよいまち」が 35.6%、「災害に強いまち」が 34.1%で多くなっています。



4. まちづくりの課題

(1) 効率的で利便性の高いまちづくり

本町は、近年人口減少傾向に転じてはいますが、首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジの供用や大型ショッピングセンターの立地等を背景に転入超過が継続しており、大きな人口減少傾向にはなく、今日に至っています。



ただし、新たな住宅用地や産業用地は少なく、今後急速に人口減少傾向が高まる可能性があることから、今後の人口減少傾向を緩やかにしていくために、町民の定住を促し、転入を促進する効率的で利便性の高いまちづくりが必要となっています。

一方で、町内の住宅地等では、近年空き家や未利用地等が増加傾向にあり、これらの資源を有効に活用する、効率的なまちづくりが必要となっています。

町内では、昭和 50 年前後に供給された比較的都市基盤の整う団地における高齢化の進行と、首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジと大型ショッピングセンター周辺の市街地への新たな居住者の転入という2極化の構造となっており、公共施設等の統廃合・再配置の取組も必要となっています。

(2) 新たな価値を創出するまちづくり

全国的な地方創生の動きの中で、地域の個性を生かした、子育て世代の転入促進の動きがみられています。また、近年の新型コロナウイルス感染症の流行に伴うテレワークの普及等により、必ずしも東京都心からの利便性にとらわれず居住地を選択する動きがみられています。本町は都内有数の自然環境があることから、人口減少を緩やかにしていくために、町の個性を生かし、活用することで、転入を促すまちづくりが必要となっています。

世界的に地球温暖化対策が求められ、国内でもカーボンニュートラルに向けた取組が進められています。本町には豊富な自然資源があり、森林再生、再生可能エネルギー*導入等の取組が可能なことから、本町の資源に新たな価値を見出し、他都市との交流を促進し、地域活性化を図るための取組が必要となっています。



(3) 災害に強く安心できるまちづくり

近年の自然災害の激甚化傾向に伴い、国土強靱化に向けた取組が進められています。本町は急峻な地形であることから、町民の生命と財産を守るために、防災・減災対策の充実が必要となっています。



近年、国内において、違法な盛土敷地の崩落による大規模な災害が発生しています。本町においても、同様な事案が発生しないよう、盛土等の監視等の取組が必要となっています。

一方、本町の公共交通は、路線バスとコミュニティバスが中心となっています。今後のさらなる高齢化の進展を見据え、高齢者等の外出を促す交通環境整備が必要となっています。

序章	都市計画マスタープランの目的と全体構成
第1章	日の出町の現状と課題
第2章	
	全体構想
第3章	
	地域別構想
第4章	
	計画の実現に向けて
	資料編

第2章

全体構想

1. 都市の将来像と都市づくりの基本方針

1-1 都市の将来像

本町は、「第五次日の出町長期総合計画」に掲げる将来像「みんなでつくろう 日の出町！」を目指し、各種のまちづくりを推進しています。

近年は、本格的な人口減少社会が到来し、人口減少社会においても活力を失わないまちづくりや、ともに支え合う地域づくりが求められています。また、平成 23 年に発生した東日本大震災以降、平成 28 年の熊本地震、令和 6 年の能登半島地震等大規模地震が頻発し、さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による閉塞感も漂っていることから、今後のまちづくりにおいては、町民にやさしいまちづくりが必要と考えられます。

そこで、都市計画マスタープランの都市の将来像を「人にやさしく住みよいまちづくり」とし、各種施策に取り組んでいくものとします。

都市の将来像

人にやさしく住みよいまちづくり



<塩田堤の桜>



<平井のまち並み>



<日の出山山頂からの眺望>



<平井のお祭り>

1-2 都市づくりの基本方針

都市の将来像「人にやさしく住みよいまちづくり」の実現に向けて、以下の基本方針を設定します。

(1) 効率的で利便性の高い「住みよいまちづくり」

都市の将来像の実現に向けて、人口減少を緩やかにするための、効率的で利便性の高い「住みよいまちづくり」を進めます。

計画的な土地利用の転換や、空き家、空き地の有効活用等による住宅供給、公共施設等の統廃合・再配置といった、効率的なまちづくりを進めます。

既存の市街地は、比較的分散的であり、利便性の高い市街地を形成するために、公共交通網にあわせた機能の集約化等による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方により利便性の高いまちづくりを進めます。



(2) 新たな価値を創出する「魅力あるまちづくり」

都市の将来像の実現に向けて、都内有数の自然環境や首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジの広域交通利便性を活用し、新たな価値を創出する「魅力あるまちづくり」を進めます。

都内有数の自然環境を活用した緑豊かなまちづくりを進め、情報発信していくことで、テレワーク、ワーケーションといった新たなニーズを受け止め、転入を促す、魅力あるまちづくりを進めます。

また、カーボンニュートラルの取組の一環として東京都と区部、本町を含む多摩地域の市町村が締結した「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書」に基づき、本町の自然資源に新たな価値を見だし、森林再生、都市部との交流を促進する、魅力あるまちづくりを進めます。

首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジの広域交通利便性を活用した、工業・流通等の優良企業の立地促進を図ります。



(3) 災害に強く安心できる「人にやさしいまちづくり」

都市の将来像の実現に向けて、自然災害への準備を備え、町民がいつまでも安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を進めます。

住宅の耐震化、延焼防止対策、盛土等の監視等の災害予防の取組や、災害時の避難所、避難ルートの確保等の取組により、災害に強いまちづくりを進めます。

年齢や障がいの有無等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能なユニバーサルデザイン*に配慮したまちづくりや高齢者等の外出を促す交通環境整備等の取組により、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。



2. 将来フレーム

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（2023 年推計）によれば、今後も町の人口は減少し、少子高齢化が進行することは明らかです。今後のまちづくりにおいては、この人口減少・少子高齢化傾向を踏まえた計画づくりを行っていきます。

都市計画マスタープランの将来人口フレームは、上位計画である東京都の「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の将来人口フレームと整合を図り、2030 年（令和 12 年）におおむね 20,000 人とします。

	2030 年（令和 12 年）	2040 年（令和 22 年）
将来人口推計	16,277 人	14,614 人
人口フレーム	20,000 人	—

注：将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（2023 年推計）による推計値
：人口フレームは、「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」による将来フレーム

3. 将来の都市構造

3-1 都市の骨格形成の方針

都市の将来像を実現させるために、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、各種都市機能等を集約的に形成する都市機能拠点を形成していくとともに、体系的な幹線道路網や公共交通等による交流軸で連携させた、持続的で利便性の高い都市構造を目指します。

(1) 都市機能拠点

1) 中心交流拠点



日の出町役場、ふれあい農産物直売所、町民グラウンド、平井中学校周辺に「中心交流拠点」を配置し、住民の交流や新たな町民文化を創出するための文化・スポーツ機能、各種交流機能や商業・サービス機能等を複合的に形成します。また、災害時等の非常時には、町の中心的な防災拠点として活用します。

2) 近隣交流拠点



日の出町やまびこホール、大久野小学校周辺に「近隣交流拠点」を配置し、町域西側における住民の交流の場として、既存の公共施設の機能充実やサービス機能を形成します。さらに、災害時等の非常時には、西側の防災拠点として活用します。

3) 都市活力拠点



三吉野工業団地や三吉野桜木地区等、日の出インターチェンジ周辺に「都市活力拠点」を配置します。日の出インターチェンジの交通利便性を生かし、生産、流通等の産業機能を形成するとともに、多種多様な商業機能が集積するにぎわいと交流ある場としての機能形成を図ります。

4)自然環境活用拠点



平井・川北地区に「自然環境活用拠点」を配置し、「ひので野鳥の森自然公園」の自然環境を保全しつつ、自然に親しめる観光拠点としての機能を形成します。

5)スポーツ・文化拠点



谷戸沢グランド及びその周辺に「スポーツ・文化拠点」を配置し、町が進めている『スポーツと文化の森整備基本構想』の一翼を担う拠点として、スポーツ、文化、レクリエーション機能を形成します。機能形成にあたっては、周辺の森林や生態系に配慮した機能を形成します。

6)多自然ふれあい拠点



ひので三ツ沢つるつる温泉、肝要の里、自然休養村さかな園、ちびっこわんぱく広場等の自然体験型の観光・レクリエーション施設が集積する地区に「多自然ふれあい拠点」を配置し、住民及び都民等に豊かな自然とのふれあいの場としての機能を形成します。

(2)骨格的道路網

1)広域圏・近隣都市間ネットワーク

広域圏及び近隣都市間との連絡を担う道路として、次のような骨格的道路網を構成します。

- a. 広域連携道路
 - ：秋多1・3・1号首都圏中央連絡道路（圏央道）
- b. 近隣都市間との連絡を担う主要骨格道路
 - ：秋多3・4・6号福生狩宿線、秋多3・5・7号館谷狩宿線
 - ：秋多3・4・5号平沢平井線
 - ：主要地方道第31号青梅あきる野線
 - ：秋多3・4・14号八竜狩宿線

2)都市内拠点間ネットワーク

都市機能拠点の形成を支え、各拠点間のネットワーク化を図るため、次のような骨格的道路網を構成します。

- a. 東西方向の主要骨格道路
 - ：秋多3・4・6号福生狩宿線、秋多3・5・7号館谷狩宿線
 - ：秋多3・4・5号平沢平井線
 - ：一般都道第165号伊奈福生線
- b. 東西方向の主要骨格道路の連絡と鉄道駅との連絡機能を担い、市街地の骨格を形成する南北方向の主要骨格道路
 - ：秋多3・4・13号引田平井線
 - ：秋多3・4・14号八竜狩宿線
 - ：秋多3・5・12号油平平井線
- c. 市街地周辺の都市機能拠点を結ぶ郊外拠点連絡道路
 - ：一般都道第184号奥多摩あきる野線
 - ：一般都道第251号青梅日の出線
 - ：一般都道第238号大久野青梅線（梅ヶ谷トンネル）
 - ：一般都道第238号大久野青梅線

(3)交流軸

1)生活交流軸



町民等の日常生活や余暇活動の利便性を高めるために、路線バス等の公共交通や主要施設への駐車場整備や移動ルートへの案内板の設置等により、都市機能拠点を有機的に連携する生活交流軸を形成します。

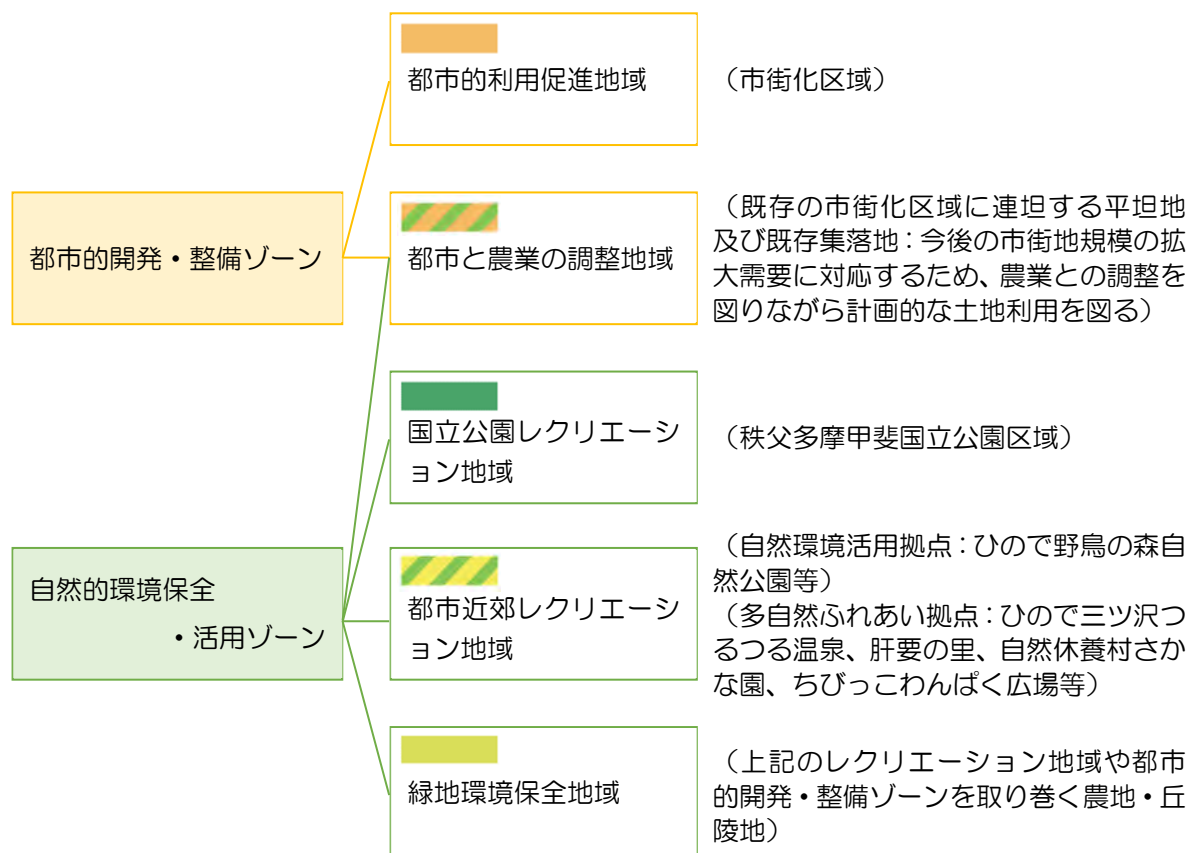
2)観光交流軸



町内の観光資源等を訪れる観光客等の利便性を高めるために、路線バス等の公共交通や主要施設への駐車場整備や移動ルートへの案内板の設置等により、町外の鉄道駅や幹線道路と多自然ふれあい拠点を有機的に連携する観光交流軸を形成します。

(4)土地利用ゾーニング

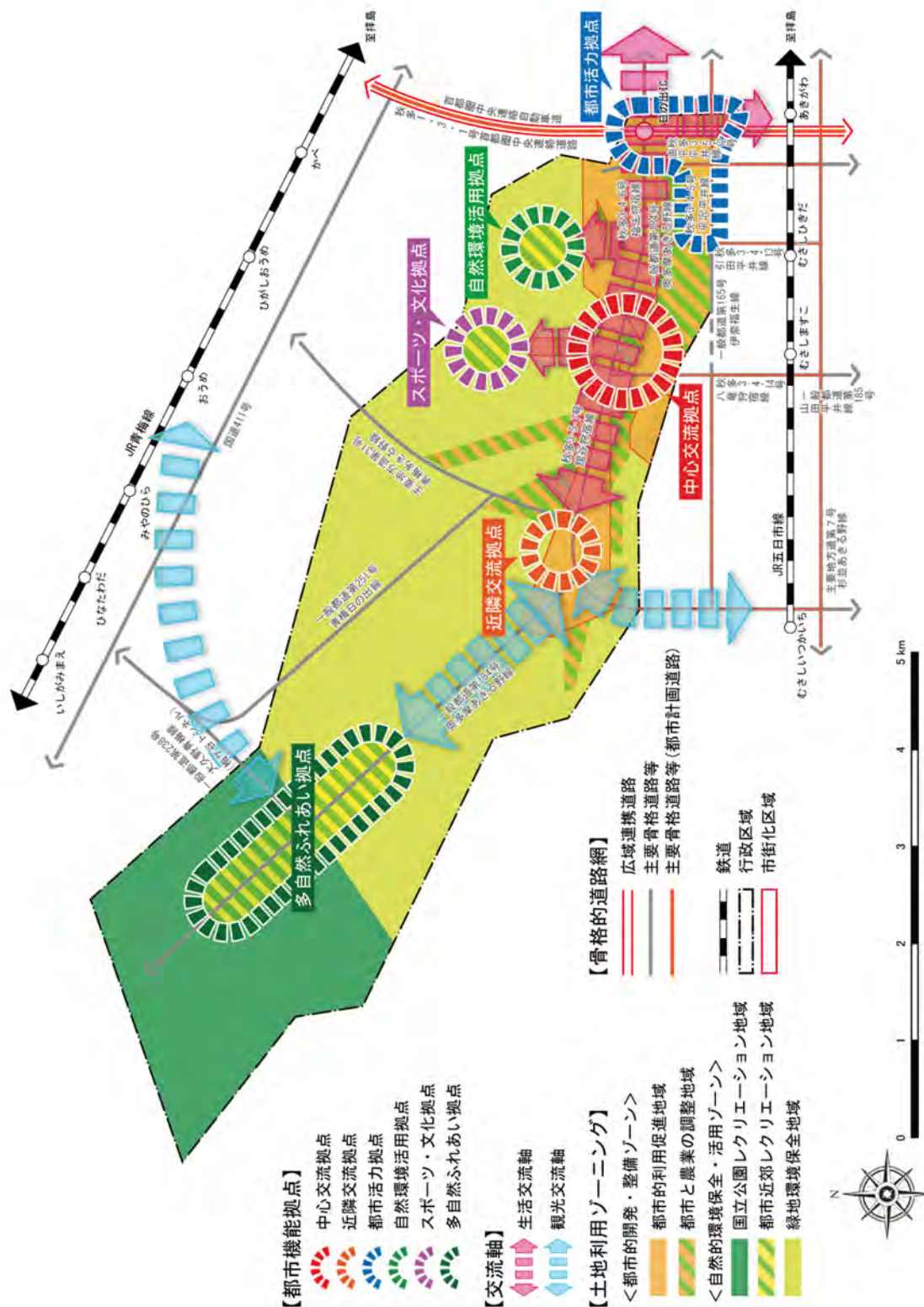
土地の持つ利用・保全特性に配慮し、町域全体を「都市的開発・整備ゾーン」と「自然環境保全・活用ゾーン」の2つの骨格的ゾーンに区分します。さらに、町の上位関連計画や、過去から将来に至る都市構造の変化を勘案しながら、土地利用ゾーンの細分化を行います。



3-2 将来都市構造

都市の骨格形成の方針をもとに、日の出町の将来都市構造を設定します。

■将来都市構造図



4. 都市整備方針

将来都市構造の実現に向けた都市整備の方針を、次の施策体系のもと示します。

■施策体系

施策分野	施策項目	施策細目
4-1 土地利用の方針 	(1) 計画的土地利用の推進	1) 商業・交流系土地利用 2) 工業系土地利用 3) 住宅系土地利用 4) 自然系土地利用
	(2) 効率的土地利用の推進	1) 集約型の地域構造のまちづくり 2) 未利用地、空き家、空き地の有効活用
4-2 交通体系の整備方針 	(1) 幹線道路の整備	1) 広域幹線道路 2) 主要幹線道路 3) 幹線道路
	(2) 道路の維持管理と機能強化	1) 道路の維持管理・長寿命化 2) 安心して利用できる歩行空間の確保 3) 自転車通行環境の確保
	(3) 公共交通の利便性向上	1) バス 2) 鉄道
4-3 公園緑地の整備方針 	(1) 公園緑地の整備、適正配置	1) 骨格的な公園緑地の整備 2) 身近な公園緑地の整備 3) スポーツ・文化の拠点となる公園緑地の整備
	(2) 公園の有効活用、維持管理	1) 公園の維持管理・長寿命化及び再配置の検討 2) 公園の有効活用
4-4 下水道・河川の整備方針 	(1) 下水道の整備	
	(2) 河川の整備	
4-5 自然環境の保全及び都市環境の形成方針 	(1) 自然環境の保全	1) 山地・丘陵地の保全 2) 河川空間の保全
	(2) 都市環境の形成	1) 身近な緑地の保全
	(3) 都市の低炭素化の推進	1) 丘陵緑地地域における取組 2) 市街地における取組
4-6 都市景観の形成方針 	(1) 丘陵地景観の保全	
	(2) 都市景観の整備	1) 住宅地景観 2) 工業地景観 3) 交流施設景観の整備 4) 道路景観の整備
	(3) 歴史・文化的景観の保全・整備	
4-7 都市防災・防犯の方針 	(1) 地震防災	1) 災害に強い市街地の形成 2) 防災拠点の整備 3) 帰宅困難者対策 4) 自立・分散型エネルギーの確保に関する方針 5) 国土強靱化の推進及び復興事前準備等
	(2) 自然災害防止	
	(3) 都市防犯	
4-8 魅力あり住み続けられるまちづくりの方針 	(1) 住み続けられるまちづくり	1) ユニバーサルデザインのまちづくり 2) 町民ニーズに対応した公共施設等の機能拡充・機能再編 3) 日常の生活空間におけるバリアフリー化
	(2) 多様なニーズに対応する魅力あるまちづくり	1) 多様な居住ニーズへの対応 2) 多様な就業・レクリエーションニーズへの対応 3) 環境に配慮した住宅等の普及促進

4-1 土地利用の方針



(1) 計画的土地利用の推進

1) 商業・交流系土地利用

① 広域商業・交流拠点



三吉野桜木地区を「広域商業・交流拠点」として位置づけ、住民や周辺市町村からの来訪者を対象とした広域的な商業・交流機能の形成を図ります。

② 中心交流拠点



日の出町役場、ふれあい農産物直売所、町民グラウンド、平井中学校周辺では、商業・サービス機能の充実、ひのでグリーンプラザの活用等により、地域農業の活性化と食・農文化を生かした交流機能として地産地消の推進を図ります。

また、災害時等の非常時には、避難所の開設や緊急物資の集散場所等の機能を発揮する町の中心的な防災拠点としての機能を形成します。

③ 近隣交流拠点



日の出町やまびこホール、大久野小学校周辺地区では、大久野地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要なサービス施設、交流施設等の整備・充実を図ります。

また、災害時等の非常時には、避難所の開設や緊急物資の集散場所等の機能を発揮する町西側の防災拠点としての機能を形成します。

④ 商業・サービス地域



三吉野桜木地区の一般都道第 165 号伊奈福生線に面するエリア及び一般都道第 184 号奥多摩あきる野線沿線、一般都道第 185 号山田平井線沿線、主要地方道第 31 号青梅あきる野線沿線を「商業・サービス地域」として位置づけ、商業・サービス施設の立地誘導を図るとともに、既存商店の充実を図ります。

2) 工業系土地利用

① 工業・流通業務拠点（地域）



三吉野工業団地や既存企業の集積する工業用地を「工業・流通業務拠点（地域）」として位置づけ、優良企業の立地促進を図るとともに、町内に点在する既存企業の移転用地として活用します。

3)住宅系土地利用

①住商複合地域



三吉野桜木地区の北側エリアを「住商複合地域」として位置づけ、住宅と商店が共存する複合地の整備を図ります。

②低層住宅地域



商業・サービス地域の背後に広がる住宅地を「低層住宅地域」として位置づけ、地区の実状に応じた計画的な市街地整備を誘導します。計画的に開発された日の出団地及び三吉野パークタウン等の住宅地をはじめとした一団の住宅地においては、良好な居住環境の形成とその維持に努めます。

また、地域内の空き家、空き地を適正に管理するとともに、必要に応じた住宅供給や他用途への転用等、空き家等を有効に活用した居住環境の形成を進めます。

③生活福祉産業地域



計画的に都市的土地利用を図るべき三吉野場末地区を「生活福祉産業地域」として位置づけ、既存住宅の良好な環境や既存福祉施設の機能維持に努めるとともに、あきる野市も含めた周辺土地利用との整合を図りつつ、市街地との連続性等を踏まえ、バランスのとれた複合的な土地利用の展開を図ります。

また、本地域は農業振興地域*に含まれており、農業との十分な調整を経た上で、市街化区域への編入について検討を行います。

④緑農住宅地域



既存市街地に連担する平坦地部分を「緑農住宅地域」として位置づけ、農業的土地利用と都市的土地利用の整序に努めるとともに、「広域商業・交流拠点」に隣接する都市的土地利用とすべき部分について、段階的・計画的な整備・誘導を検討します。

また、地区内の亜細亜大学関連施設については、亜細亜大学と日の出町との「包括的協働・連携協力に関する協定*」に基づき、地域住民の学習活動及びコミュニティ活動の拠点として活用していきます。

4)自然系土地利用

①自然環境活用拠点



豊かな森林を有する「ひので野鳥の森自然公園」では、乱開発や虫食い開発を防いで自然環境を保全するとともに、自然に親しめる観光の拠点として、町内外の民間事業者との連携事業を進めます。また、東京都と区部、本町を含む多摩地域の市町村が締結した「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書」に基づく、森林資源を活用した脱炭素化、広域交流の取組を推進し、都内の脱炭素化に貢献します。

②スポーツ・文化拠点（地域）



谷戸沢グラウンドやその周辺地域では、周辺の自然環境や丘陵地景観に配慮しながら、「（仮称）日の出町総合文化体育センター」等の整備を図ります。また、こうした整備を進めることにより、町が進める『スポーツと文化の森整備基本構想』実現の一翼を担います。

③多自然ふれあい拠点（地域）



ひので三ツ沢つるつる温泉、肝要の里、自然休養村さかな園、ちびっこわんぱく広場等、自然体験型の観光・レクリエーション施設が集積する一般都道第184号奥多摩あきる野線沿線地区では、地域の特色を最大限に生かすとともに観光客のニーズに対応した施設整備、観光案内施設等の整備、観光ルートの設定、散策路等の整備充実を図ります。また、一般都道第238号大久野青梅線（梅ヶ谷トンネル）を活用した青梅市方面からの来訪促進に努めます。

④山間集落地域



山間部の谷間地に形成された集落地を「山間集落地域」として位置づけ、周辺の自然環境や自然景観との調和に配慮しながら、生活環境及び営農環境の整備を図ります。地区内に散在する農地については、農業振興基本計画に基づき、農家と都市住民とのふれあいの場として新たな農業の展開を図ります。

⑤農地集積地域



三吉野油田地区、三吉野井戸端地区、東本宿地区、宮本地区等の一団となった農地を「農地集積地域」として位置づけ、営農環境の維持・増進を図るとともに、生産性・効率性の高い都市型近郊農業の展開を推進します。なお、将来における農業経営者の営農意向を尊重しながら、農地の持つ多面的な機能を発揮した利用を検討します。

⑥丘陵緑地地域



市街地やスポーツ・文化地域を取り巻く丘陵地を「丘陵緑地地域」として位置づけ、良好な自然環境を保全し、森林の持つ水源涵養機能、景観形成機能等の維持・増進を図ります。また、林業生産機能の充実を図るため、林道等の整備を進めます。

東京都と区部、本町を含む多摩地域の市町村が締結した「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書」に基づく、森林資源を活用した脱炭素化、広域交流の取組を推進し、都内の脱炭素化に貢献します。

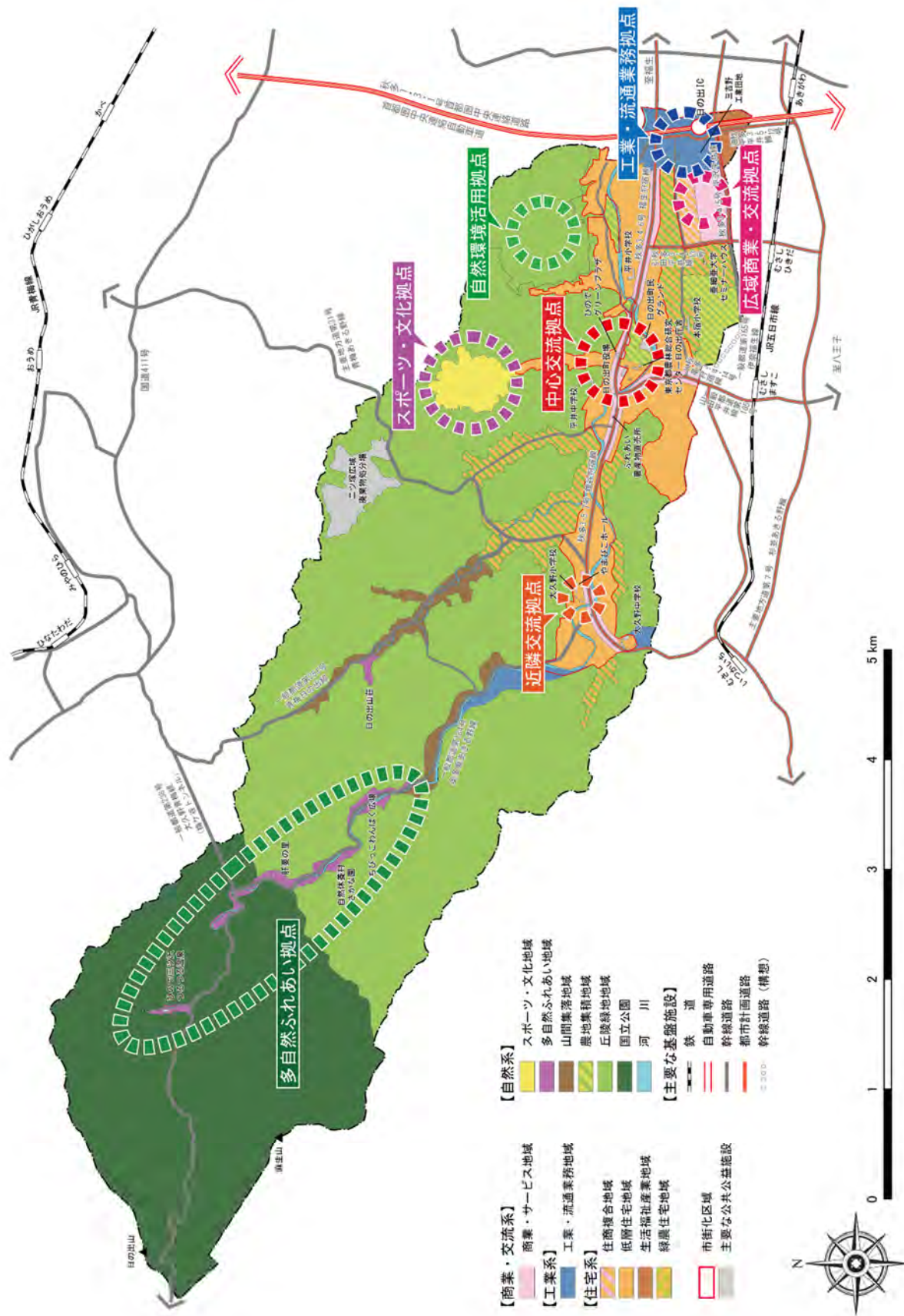
⑦国立公園



町域西部に広がる秩父多摩甲斐国立公園については、日の出山や麻生山等の良好な景勝地を保全するとともに、豊かな自然とのふれあいの場として活用するためのハイキングコース等の整備・充実を図ります。

東京都と区部、本町を含む多摩地域の市町村が締結した「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書」に基づく、森林資源を活用した脱炭素化、広域交流の取組を推進し、都内の脱炭素化に貢献します。

■土地利用方針図



(2)効率的土地利用の推進

1)集約型の地域構造のまちづくり

いつまでも安心して生活ができるよう、公共施設や商業サービス施設等の生活機能の確保と、地域公共交通と連携した、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方による、利便性の高い住みよいまちづくりを推進します。

2)未利用地、空き家、空き地の有効活用

①未利用地の利用促進

市街化区域内の未利用地については、無秩序な開発を抑制しつつ、新たな住宅や地域振興に資する施設の立地を誘導する等、適切な土地利用を推進します。

また、未利用地については、災害時における避難場所等としての活用を検討します。

②空き家・空き店舗の利用促進

空き店舗等を活用し、商業サービス機能の誘導、起業家や町民活動団体等への支援を進めます。

空き家等については、「日の出町空家等対策計画」や「日の出町空き家等対策の推進に関する協定書」に基づき、空き家の適切な管理、及び「日の出町空き家バンク」等による情報発信と、その有効活用を促進し、移住・定住の推進に努めます。

4-2 交通体系の整備方針



(1) 幹線道路の整備

1) 広域幹線道路

首都圏中央連絡自動車道は、首都圏全域と連携する高速交通ネットワークとして位置づけ、積極的な活用を図ります。

2) 主要幹線道路

主要地方道第 31 号青梅あきる野線は、青梅市やあきる野市に連絡する広域道路であり、歩道の拡幅・新設等の整備促進を都に対し要望します。

一般都道第 184 号奥多摩あきる野線は、本町の東西方向の骨格軸を形成するとともに、町の主要な都市活動を支える重要な道路であり、道路拡幅や歩道設置等の整備促進を都に対し要望します。

一般都道第 185 号山田平井線は、本町の南北方向の骨格軸を形成するとともに、中心交流拠点から最寄り駅の JR 五日市線武蔵増戸駅に連絡する道路であり、道路拡幅等の整備促進を都に対し要望します。

一般都道第 251 号青梅日の出線は、青梅市西部や奥多摩町方面へ連絡する道路であり、道路拡幅や歩道設置等の整備促進を都に対し要望します。

一般都道第 165 号伊奈福生線は、本町南側において東西方向の骨格軸を形成するとともに、あきる野市との連携を強化する道路であり、三吉野油田から一般都道第 185 号山田平井線間の早期の整備促進を都に対し要望します。

一般都道第 238 号大久野青梅線（梅ヶ谷トンネル）は、一般都道第 184 号奥多摩あきる野線と一般都道第 251 号青梅日の出線とを結び、大久野地域と青梅市との連絡機能を向上させる道路であり、多自然ふれあい拠点等へのアクセス交通の利用促進に努めます。

3) 幹線道路

都市計画道路* 秋多 3・5・12 号油平平井線は、首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジへのアクセス道路であり、その機能維持に努めます。

都市計画道路 秋多 3・4・13 号引田平井線は、本町の南北方向の骨格軸を形成するとともに、JR 五日市線武蔵引田駅に連絡する道路であり、あきる野市と連携してその機能維持に努めます。

上記以外の幹線道路は、生活圏の骨格となるとともに、各生活圏を相互に連絡する道路として、地域の実情にあわせた整備促進を図ります。

(2)道路の維持管理と機能強化

1)道路の維持管理・長寿命化

既存の幹線道路等については、既存都市ストックの有効利用に向けて、適切な補修等による長寿命化を推進します。

市街地、集落内の生活道路については、整備計画を策定し、沿道のセッバック部の道路使用等、町民の理解と協力を得ながら、狭隘部分や通行環境の改善に努めます。

また、日常生活の利便性、安全性の向上を図るため、道路改良を進めるとともに道路反射鏡等の設置により安全な道路づくりに努めます。

2)安心して利用できる歩行空間の確保

高齢社会に対応した安全で快適な歩行空間の形成に向けて、幹線道路では、歩行者、交通弱者に配慮した歩道幅員の確保とともに、交通安全施設の整備やバリアフリー*化を検討し、利用しやすい道路空間を確保します。

3)自転車通行環境の確保

利便性の高い日常生活圏を形成するために、主要な公共施設や商業施設等の周辺道路については、自転車通行環境を確保し、自転車ネットワークの構築を目指します。

(3)公共交通の利便性向上

1)バス

住民の利便性向上を図るため、既設路線バスの運行ルートや運行回数の見直し等によるバスサービスの充実に努めます。

日の出町コミュニティバスは、路線バスが運行していない交通空白地を解消し、町民の生活利便性を確保するため運行しており、利便性向上に向け、「地域公共交通計画」に基づき、必要に応じてルートの変更等に努めます。

高齢者外出支援バスは、高齢者の外出を支援する目的で4ルート運行しており、利便性向上に向け、「地域公共交通計画」に基づき、必要に応じてルートの変更等に努めます。

路線バス、コミュニティバス、高齢者外出支援バスの効率的な運行のあり方を検討するとともに、デマンド型交通*等の新たな交通手段についても研究していきます。

また、バスのドライバー不足や高齢化に伴う移動の制約等の傾向を踏まえ、公共交通における自動運転技術の導入等に関して、関係機関と研究していきます。

2)鉄道

JR 五日市線沿線5市町村との連携を図りながら、複線化や駅施設の整備改善に対する要望を行います。また、JR 五日市線の武蔵五日市駅、武蔵増戸駅、武蔵引田駅及び JR 青梅線の福生駅等への連絡性を高める取組を進めます。

4-3 公園緑地の整備方針



(1) 公園緑地の整備、適正配置

1) 骨格的な公園緑地の整備

本町では市街地を囲む山林・丘陵地と、市街地を流れる平井川が緑の骨格を構成しており、町域西部に広がる秩父多摩甲斐国立公園については、日の出山や麻生山等の良好な景勝地を保全するとともに、ハイキングコース等の整備・充実を図り、豊かな自然とのふれあいの場として活用します。

「ひので野鳥の森自然公園」では、自然環境を保全しつつ、町民及び都民等が自然に親しめる観光拠点としての機能を形成します。

そのほか、市街地を取り巻く丘陵地についても緑地保全地域*や保安林*の指定・拡充等により計画的な保全を図ります。

町を東西に流れる平井川については、緑化や散策路等の整備を促進し、住民が憩う親水空間の形成を目指します。

2) 身近な公園緑地の整備

身近な生活圏での憩いの場、交流の場となる都市公園等については、各公園の誘致圏に配慮しながら、適切な配置を図ります。また、公園利用ニーズの動向を踏まえ、必要に応じ、公園の再配置等を検討します。

歩行者交通の多い主要な道路沿道や人々の集う公共施設付近において、低未利用地等を活用しながら、ゆとりある空間を造り出すポケットパークや休憩所の整備を進めます。

3) スポーツ・文化の拠点となる公園緑地の整備

谷戸沢グラウンド、谷戸沢サッカー場及びその周辺において、『スポーツと文化の森整備基本構想』の推進を図り、町内のみならず広域的な利用も想定した総合的なスポーツ・文化拠点を整備します。

(2) 公園の有効活用、維持管理

1) 公園の維持管理・長寿命化及び再配置の検討

既存の都市公園等の公園については、既存都市ストックの有効利用に向けて、適切な補修等による長寿命化を推進します。

また、公園利用ニーズの動向を踏まえ、必要に応じ、公園の再配置等を検討します。

2) 公園の有効活用

公園においては、町民の身近なレクリエーションの場を提供するほかにも、地域における各種イベント会場としての活用や防災拠点としての活用についての検討を行い、施設の有効活用に努めます。既存の公園の維持管理にあたっては、時代の変化や多様化する利用者のニーズに対応した、魅力的でだれもが利用しやすい公園（インクルーシブ*公園）とするため、住民参加による維持管理・運営、再整備等を目指します。

4-4 下水道・河川の整備方針



(1) 下水道の整備

「日の出町公共下水道事業計画」に基づき整備された管渠網については、ストックマネジメント実施方針に基づき、長期間使用できるように点検・調査、診断、対策の検討を積極的に行い、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を進めます。

今後、下水道区域内の未整備地区については、都市計画と勘案しながら土地区画整理事業等による整備推進を検討していきます。また、水洗化の向上を図るため、未接続の家庭への接続促進を図ります。

下水道事業においては、これからの課題となる「職員数の減少」、「施設老朽化」、「使用料収入の減少」に対応した、持続可能な下水道事業を構築していく必要があります。そのために、既存の下水道管渠施設の維持管理等については、効率的な管理・運営をマネジメントしていくために、民間の技術・ノウハウ等を活用したウォーターPPP*の導入を目指します。

(2) 河川の整備

都市計画河川*である平井川は、浸水被害等を抑止、軽減するために、川幅を広げる等の整備を都に対して要望します。

4-5 自然環境の保全及び都市環境の形成方針



(1) 自然環境の保全

1) 山地・丘陵地の保全

町域の大半を占める山地・丘陵地については、本町の自然環境の骨格を形成しており、豊かな自然環境を象徴する重要な要素となっています。同時に、貴重な動植物の生息空間としての機能も果たしています。したがって、町域の西側に連なる山地については、国立公園区域や保安林区域の運用により計画的な保全を図り、市街地を囲むように連なる丘陵地については、緑地保全地域や保安林の指定・拡充等により計画的な保全を図ります。

また、「ひので野鳥の森自然公園」では、豊かな自然に親しめる観光の拠点として、利用促進に努めます。

2) 河川空間の保全

町域を流れる河川については、計画的な整備・保全を図るとともに、緑化や親水空間の形成に努めます。また、自然の生態系を保全・維持するため、小魚や鳥等の動物が生息できるよう、水質の改善や環境整備を図ります。

(2) 都市環境の形成

1) 身近な緑地の保全

市街地周辺や山間部の谷間地に分布する優良農地については、農業振興地域制度の運用による保全を図ります。

さらに、町内に点在する神社仏閣等については、歴史的建築物の保全・修復とあわせてその周辺の緑地の保全を図り、巨樹や一団となった良好な樹林地については、天然記念物や緑地保全地域等の指定により保全を図ります。

(3) 都市の低炭素化の推進

1) 丘陵緑地地域における取組

豊かな山林が広がる丘陵緑地地域においては、「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書」に基づく、カーボンニュートラルに向けた森林事業を実施し、都内の脱炭素化に貢献します。

また、「ひので野鳥の森自然公園」等の観光資源を活用し、自然散策その他の体験事業を実施します。

2) 市街地における取組

公共施設の再生可能エネルギー化を図り、環境負荷防止事業を積極的に導入するとともに、環境保全と低炭素社会の実現のため、地球温暖化対策実行計画の策定をはじめとした地球温暖化対策と環境調査を推進します。

低炭素社会づくりに向けて啓発活動を推進し、環境にやさしい環境先進都市を目指します。

4-6 都市景観の形成方針



(1) 丘陵地景観の保全

市街地からの視認性が高く、雄大な緑の景観を形成している山地・丘陵地については、極力その保全に努めます。さらに、新たな開発を行う際にも、周辺及び背後の丘陵地景観との調和に配慮したデザインを採用するように努めます。特に、東京都景観条例に基づき指定された丘陵地景観基本軸内では、東京都景観計画における丘陵地景観基本軸の景観形成の方針に配慮した景観づくりに努めます。

(2)都市景観の整備

1)住宅地景観

ブロック塀の生垣化や屋敷林等の保全によって目に映る緑を増やすとともに、緑地協定*や地区計画等の採用によって統一感のある緑化を推進し、良好な住宅地景観の形成に努めます。

2)工業地景観

工業・流通業務拠点をはじめとする工業用地においては、周辺環境及び景観との調和を基本として企業敷地内緑化や接道部の緑化を推進し、緑豊かな工業地景観を形成します。特に、日の出インターチェンジに隣接する三吉野工業団地については、施設や看板の色彩・デザインに配慮する等、日の出町にふさわしい景観整備を図ります。

3)交流施設景観の整備

広域商業・交流拠点、中心交流拠点、近隣交流拠点等、人々が日常的に目にし、交流する地区においては、公共公益施設の緑化や花壇・鉢植えの設置等による花のあるまちづくりを進め、まちの「顔」にふさわしい景観を形成します。特に、三吉野桜木地区では、広域商業・交流拠点にふさわしい景観誘導を図ります。

また、スポーツ・文化地域、多自然ふれあい地域等についても、施設周辺やエントランスとなる道路の沿道において積極的に緑化を推進します。

4)道路景観の整備

季節感あふれる日の出町を演出し、印象づけることを目標として、道路及び沿道の緑化を推進します。その際、テーマ性が高く、愛称をつけて住民に親しまれるような花の咲く木、実のなる木等による緑化についても検討するものとします。

さらに、公共公益施設やバス停の付近等、人々の目に触れる機会の多い道路沿道においては、花壇の設置や植栽による緑化を行います。

(3)歴史・文化的景観の保全・整備

大久野地域を中心に本町の全域において、名木や文化財が点在しています。特に、古い伝統的建造物が多くみられる羽生地区や、石垣（石積み）や垣根等の民俗学的な地域資源がみられる川北地区・肝要地区については、「日の出町歴史文化基本構想」に基づき、保全を基本とし周辺環境との一体的な整備を図ります。

4-7 都市防災・防犯の方針



(1)地震防災

1)災害に強い市街地の形成

①市街地

日の出団地や三吉野パークタウン、幸神等の比較的密集した住宅地では、大規模火災が発生した際の危険性を軽減するため、建築物の不燃化や延焼遮断帯*の確保に努めます。また、古い木造住宅や公共公益施設等の重要な施設については、それぞれの耐震診断に基づき、耐震化対策を講じることとします。

②道路

火災の延焼防止や避難・緊急輸送ルート等の機能のほか、一時的な避難場所、消防活動の場としての機能をもつ道路については、広幅員化・隅切りの設置等の整備を進めるほか、街路樹の設置によって延焼遮断機能の向上を図ります。また、地域住民がわかりやすく安全に避難することができるよう、生活に密着した道路の整備改善を進めます。

③ライフライン

電気、通信、ガス、上下水道といったライフライン*については、都市活動や生活に不可欠な重要な施設であることから、十分な耐震化対策を講ずるものとします。

2)防災拠点の整備

役場及び主要な公共公益施設については、防災拠点または災害応急活動の中核拠点として位置づけ、救助資器材格納施設等の整備を行います。

また、避難場所や災害時における活動拠点としての機能を担う公園緑地の整備を推進するとともに、これらの公園緑地においても災害応急対策施設の整備を進めます。

3)帰宅困難者対策

災害時における帰宅困難者の発生を想定し、一時滞在施設を確保するとともに、一斉帰宅の抑制や混乱収拾後の帰宅支援体制の整備等に努めます。

4)自立・分散型エネルギーの確保に関する方針

発災後も都市機能を維持できるよう、多様な発電手段を用いた電力供給の安定化に向けた取組を促進します。

災害時においても自宅で生活を継続できるよう、各住宅での太陽光発電や家庭用燃料電池等の設置、蓄電池にも活用できる電気自動車等の利用を促進します。

5)国土強靱化の推進及び復興事前準備等

本町において、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧、復興が可能な地域を作り上げていくために、「日の出町国土強靱化地域計画」に基づくまちづくりを推進します。また、災害が発生した際に被災前よりも災害に強いまちを目指すことを目的として、復興事前準備の取組や事前復興まちづくり計画策定の検討を進めます。

(2)自然災害防止

本町において土砂災害に関して法指定された区域は、「砂防三法指定区域」として、砂防指定地*12 渓流、地すべり防止区域 1 か所、急傾斜地崩壊危険区域*3 か所となっており、「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、急傾斜地の警戒区域が 512 か所、うち特別警戒区域が 492 か所、土石流の警戒区域が 181 か所、うち特別警戒区域が 158 か所、地すべりの警戒区域が 1 か所となっています。

これらの区域や箇所については、降雨や地震によって重大な災害に発展することが予想されるため、事前に把握・調査に努め、必要に応じて擁壁等の防災施設の整備を行います。

さらに、土砂流出及び斜面崩壊等に対して災害防止効果のある保安林や砂防指定地等については、今後も維持するとともに、その他の森林についても適正な整備及び施業を推進します。

町内の宅地、農地、森林等における盛土等の状況を把握し、災害を引き起こす可能性がある場合には、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく対応を、都に要望します。

町民に対し、災害の危険性を示す「土砂災害等ハザードマップ」の周知に努め、地域の危険度の把握や避難場所の確認等災害に対する準備を促します。

また、定期的な河川パトロールにより、町内の普通河川の状況を把握、支障木の撤去や雑草の除去を行い、洪水等の水害防止に努めます。

また、本町を流れる河川については、洪水等の水害防止に向け、鋭意整備を推進します。

(3)都市防犯

犯罪に対する不安のない安全・安心なまちを目指して、町民と企業、大学、行政等が協働し、人の目が届き、夜も適切な明るさが確保されている等、防犯に配慮した都市施設の整備に努めます。

また、街路樹や公園の樹木は、見通しを確保する剪定等、防犯に配慮した適切な維持管理に努めます。

4-8 魅力あり住み続けられるまちづくりの方針



(1) 住み続けられるまちづくり

1) ユニバーサルデザインのまちづくり

道路や公園緑地、公共交通機関、公共公益施設等はユニバーサルデザインに基づき、障がい者、高齢者、子ども、外国籍の方等、だれもが地域で安心して利用できる施設の整備・改善を推進します。

2) 町民ニーズに対応した公共施設等の機能拡充・機能再編

町民がいつまでも住み続けられるまちづくり、子育てしやすいまちづくりに向け、町民ニーズや利用実態を的確に把握し、公共施設等の機能拡充・機能再編に努めます。

また、関係機関との連携を図りながら、児童福祉施設の機能拡充や、高齢者関係施設、障がい者関連施設の機能維持に努めます。

住宅確保要配慮者に対して、住宅セーフティネット法に基づき、居住者支援の取組を推進します。

3) 日常の生活空間におけるバリアフリー化

誰もが地域社会において日常的な生活を送ることができることを目指し、公共公益施設をはじめとする日常の生活空間のバリアフリー化を進めます。

① 公共的建築物におけるバリアフリー化

公共的建築物や公園等において、バリアフリー道路と連続した通路・園路を確保します。また、公共建築物等の出入口、駐車場、廊下、階段、昇降施設、トイレ等についても、バリアフリーを配慮した利用しやすい設計とします。

② 道路整備におけるバリアフリー化

交通弱者（子どもや高齢者、障がい者）にとって安全かつ便利な歩行空間の整備を促進します。

そのため、歩行者の通行動線の連続性を確保し、極力広幅員の歩道を整備するとともに、段差・急勾配の解消に努めるものとします。

(2)多様なニーズに対応する魅力あるまちづくり

1)多様な居住ニーズへの対応

町内への移住・定住を促進するために、多様な居住ニーズに対応した住宅供給として、賃貸住宅やシェアハウス*等の供給に努めます。また、子育て世帯を支援するために、ファミリー向け賃貸住宅の供給に努めます。

町営住宅は、町民に対する住宅供給を継続するため、「日の出町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に努めます。

また、都市住民が農山漁村等の地域にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」等の多様なライフスタイルがみられることから、本町の豊かな自然環境を生かし、これらのニーズを受けとめる住宅供給を進めます。

2)多様な就業・レクリエーションニーズへの対応

町内におけるテレワーク等のニーズに対応した施設整備やテレワーク環境の整備、小規模事業者の事業場所となるサテライトオフィス*等の整備に努めます。

近年、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえて、働く場所や時間の自由度を高め、地域活性化等にも資するワーケーションが普及・定着しつつあります。本町の豊かな自然を生かし、これらのニーズに対応した施設整備に努めます。

3)環境に配慮した住宅等の普及促進

「環境先進都市ふるさと日の出」を目指し、「エコ住宅促進機器設置費補助制度」等を活用し、太陽光発電や省エネ住宅等の普及に努めます。